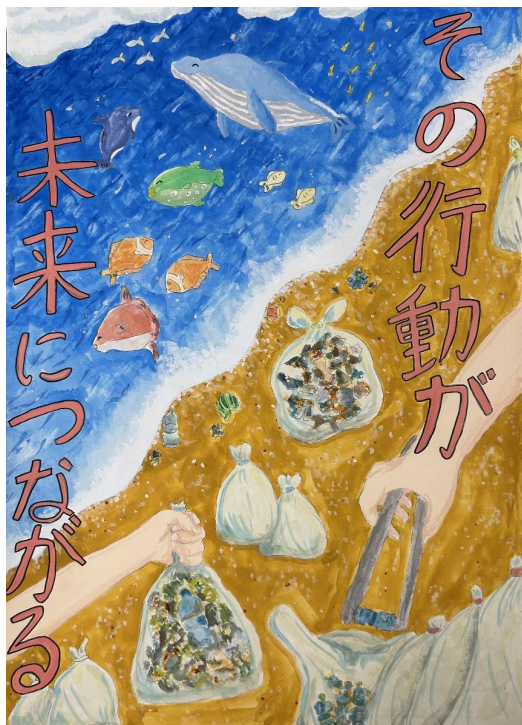


八街市環境白書

令和6年版（第33号）





令和6年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品
 〈小学校 低学年の部〉
 八街市立交進小学校 1年 池上 結葵
 (ごみをすてないで！)



令和6年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品
 〈小学校 高学年の部〉
 八街市立実住小学校 6年 山口 莉織
 (その行動が未来につながる)



令和6年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品
 〈中学校の部〉
 八街市立八街中央中学校 3年 山下 蒼葉
 (あなたの行動で変わる！)

は じ め に

令和6年度版「八街市環境白書」をここに発行します。

近年、世界各国で地球温暖化への取り組みが進められておりますが、熱波や集中豪雨、山火事や台風等、温暖化の影響による災害が後を絶ちません。こうした状況の中、世界各国それぞれでさらなる取り組みを推し進めていく必要があると考えます。わが国は、2015年に気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)において温室効果ガス削減に向けての新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されたことを受けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度までに2013年度比26%の温室効果ガス削減という目標を掲げました。その中でも地方公共団体の事務事業が所属する「業務その他の部門」は、2013年度比40%のエネルギー起源のCO₂の削減という非常に厳しい削減目標が掲げられています。本市でも、令和2年度に「八街市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、令和2年度～令和11年度を計画期間とし、本市の事務事業から温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。令和6年8月には、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする「やちまたゼロカーボンシティ宣言」をし、現在、市民、事業者、行政が一丸となって取り組みを推進するため、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、気候変動適応計画を策定中です。脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)の実現に向けて、より一層一丸となって取り組んでまいります。

本書につきましては、令和6年度の八街市における環境状況や保全に関する施策について概要を取りまとめたものとなっております。

本書が市民の皆様に広く活用され、環境に関する理解を深め、これからの環境保全に向けての行動を展開していくための一助となることを願っております。

令和7年4月

八 街 市 長 北 村 新 司

目 次

第1章 八街市の概要

1	位 置		1
2	自 然		2
3	人 口		3
4	産 業		4
5	土地利用		4

第2章 環境行政の概要

1	機 構		6
2	予 算		7
3	環境審議会		7
4	広域的環境保全組織等		8

第3章 地球温暖化

1	地球温暖化対策実行計画		10
---	-------------	-------	----

第4章 大気汚染

1	大気汚染の現状		11
2	大気汚染の対策		12

第5章 水質汚濁

1	水質汚濁の現状		13
2	公共用水域の現状		14
3	水質汚濁の対策		23

第6章 騒音・振動

1	騒音・振動の現状		28
2	騒音・振動の対策		33

第7章 地盤沈下

1	地盤沈下の現状		39
---	---------	-------	----

2	地盤沈下の対策	43
第8章 悪 臭		
1	悪臭の現状	46
2	悪臭の対策	46
第9章 廃 棄 物		
1	ごみ処理の現状	52
2	ごみ処理の対策	56
3	し尿の現状	60
4	し尿の対策	65
5	産業廃棄物の現状と対策	68
第10章 環境衛生		
1	衛生害虫駆除	71
2	食 品 衛 生	71
3	動 物 愛 護	72
第11章 緑地保全		
1	緑地保全の現状	73
2	緑化の推進	74
資 料 編		
1	八街市環境保全条例概要	75
2	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	77
3	環境行政のあゆみ	78
4	用 語 集	81

2 自然

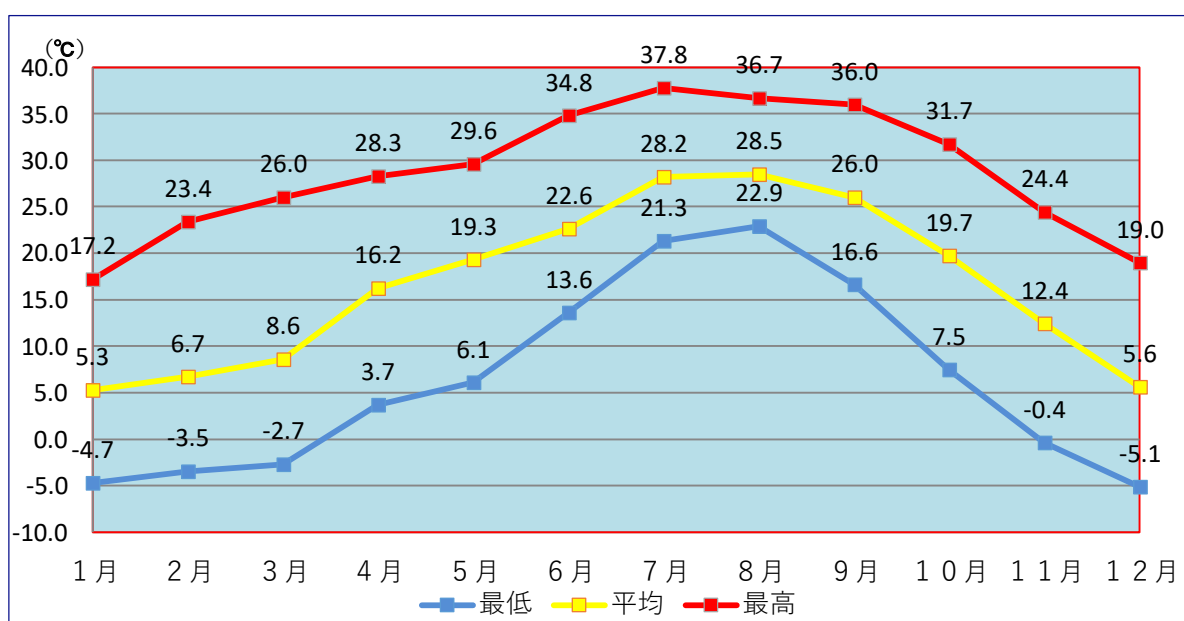
八街市の地形は、緩やかな起伏のある台地状であり、市境の各方面から数本の深い谷津が入り込んでいます。

全体にやや北へ傾斜しており、水系は印旛沼水域に含まれますが、分水界により東方向へ流出する部分もあります。

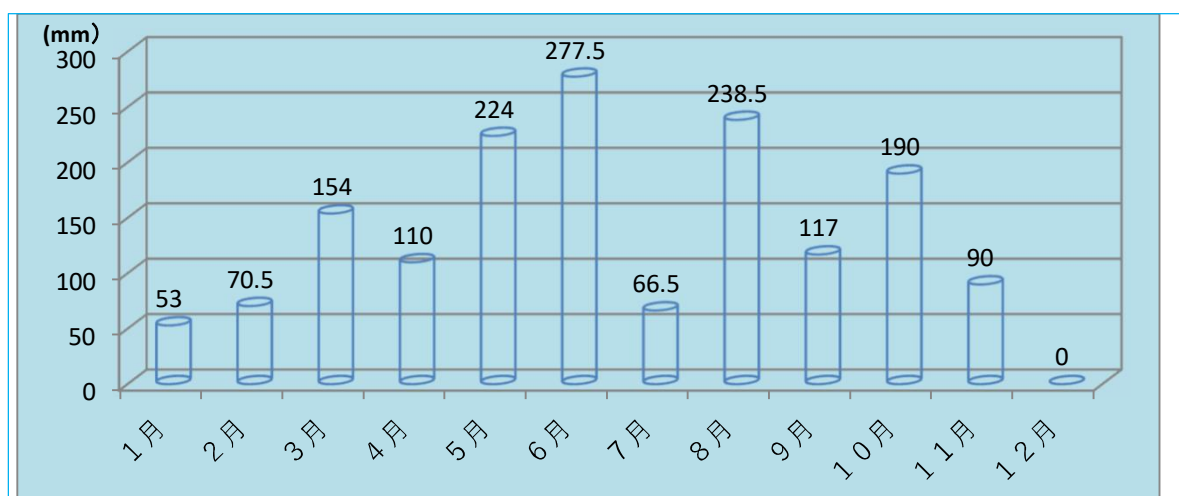
地質は、第四紀古層から形成され、上部は厚い関東ローム層で覆われています。田・畑地が全土の約5割を占め、これを取り巻く防風林などの林地が約2割、その他の約3割が市街地です。

令和6年は年平均気温16.6℃、最高気温37.8℃、最低気温−5.1℃、一年を通じて温暖な気候です。同年の年間降水量は、1,591mmです。

図1-2 月別気温及び降水量(令和6年1月～令和6年12月)



資料:佐倉地域気象観測所(気象庁HPより)



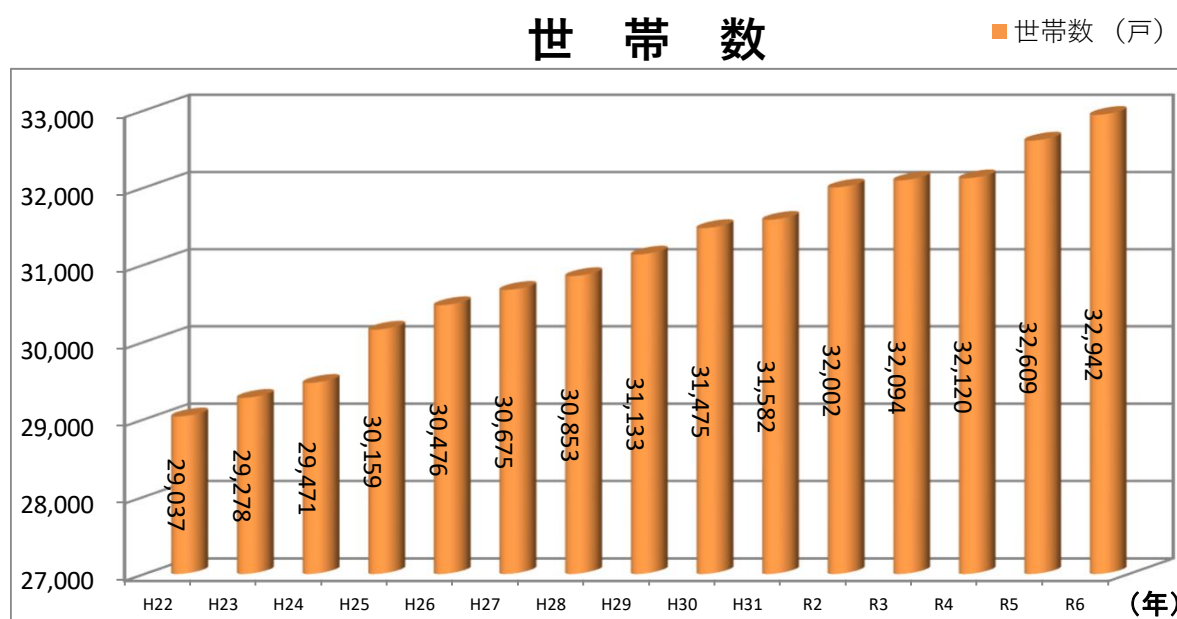
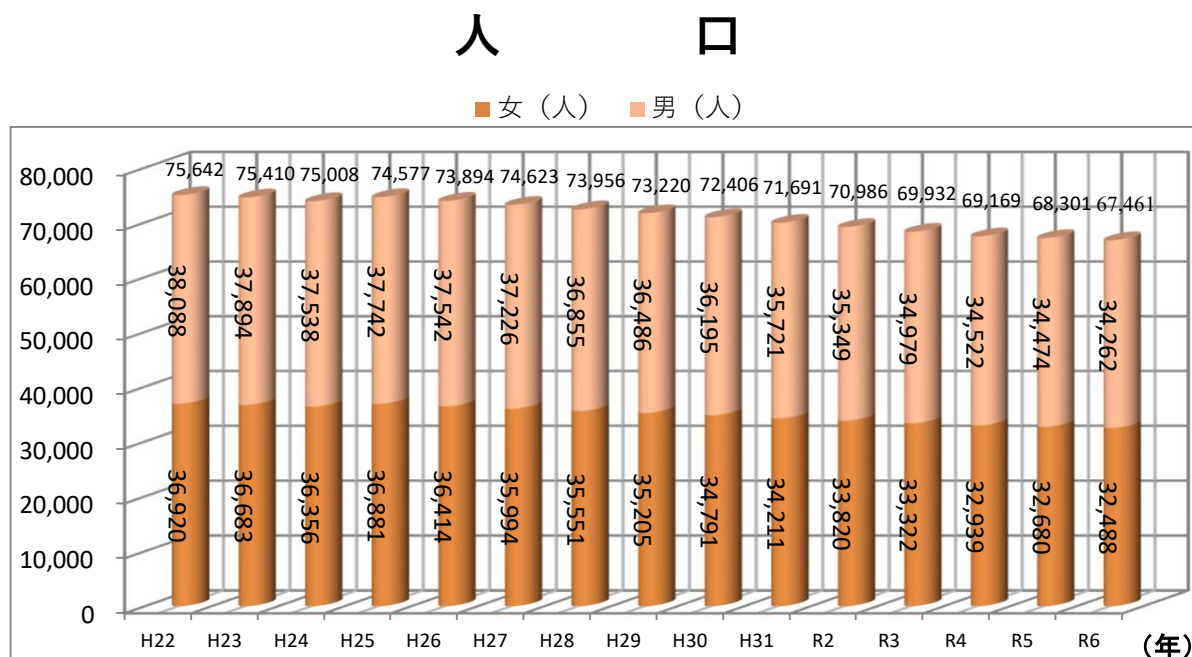
資料:佐倉地域気象観測所(気象庁HPより)

3 人 口

昭和29年11月1日、旧八街町と川上村が合併して、八街町が誕生しました。昭和40年以降、人口は増加を続け、平成2年9月21日に5万人を突破、平成4年4月1日、八街市が誕生しました。

人口の分布は、市の中心部に集中しています。

図1－3 住民基本台帳人口(各年3月31日現在)



(注) 平成24年7月9日施行の住民基本台帳法一部改正に伴い、平成24年までは日本人のみ。

平成25年からは、日本人・外国人の合計を記載。

4 産 業

(1) 農 業

市の基幹産業は、農業です。八街市は、首都近郊に位置し、北総台地の優良な農地に恵まれた、関東有数の畑作地帯であるとともに、露地野菜や施設野菜等を中心とした畑作経営地帯としての作目は多様性に富み、農業産出額は県内で上位に位置し、主に首都圏への食料供給基地としての役割を担っています。

しかしながら、この農業生産を担っている農業構造を見ますと、都市化の発展及び農業経営環境の厳しさとあいまった専業農家の兼業化や農業後継者不足、高齢化、農地の耕作放棄化といった問題が顕在化しています。

今後も都市化や農業経営環境の厳しさから農業構造の変化が予測され、農業的土地利用の低下や悪化に対応した土地利用、農業の後継者育成及び新規就農の増加等の経営体制強化が必要となっています。

(2) 商 業

八街市の商店は、その大半が市街地に位置し、八街駅を中心として、放射状に伸びた道路沿いに商店街を形成しています。

市の商業は、農作物の集積地として発展し、現在でも、主要作物の加工・販売業者が多いという特徴を残しています。しかし、昨今では、近隣市町の商圈拡大及び大店立地法の規制緩和に伴って、市街地郊外に大型店舗が進出してきました。こうした動向に対処するため、中心市街地における商店街の活性化が必要となってきました。

(3) 工 業

従来は、地場産業である落花生などの農産物加工工場を主体として、木材・木製品製造、縫製業などが中心でしたが、近年では、金属製品、一般機械製造などの工場も増加しています。

今後も、農業や自然環境との調和を図りつつ、工業の近代化を推進していくことが必要とされます。

5 土 地 利 用

現在、八街市の土地利用状況は、田畑が約5割以上を占め、農業中心の土地利用形態になっています。しかし、田畑は減少し、これに代わって宅地が増加しており、住宅地としての土地利用が増えています。

八街市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和49年に指定された農用地区域、また、都市計画決定により指定された用途地域を軸に計画的な土地利用の改善に努めてきました。

現在は、駅前地域の商業の活性化、幹線道路網の整備、宅地造成などを中心に、自然と産業の調和を進めています。

昭和50年の都市計画施行からの宅地造成面積は約334haにのびります。

これらの開発は、都市計画用途地域外で行われたものが主なものであり、また、これらの開発は、農業用水路の汚染、自然水路の破壊など様々な弊害を引き起こしていましたが、現在では、調整池により雨水の抑制、浄化槽による汚染処理を指導しています。

今後は、用途地域内に宅地造成を誘導することが課題となっています。

表1-1 八街市の土地利用状況(令和6年4月1日現在)

区 分		面 積(ha)	割 合(%)	
			各合計に 対する割合	
行 政 区 域		7,494	—	100.0
都 市 計 画 区 域		7,494	—	100.0
用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	41	6.9	—
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	0.7	0.1	—
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	50	8.4	—
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	193	32.5	—
	第 1 種 住 居 地 域	230	38.7	—
	第 2 種 住 居 地 域	47	7.9	—
	近 隣 商 業 地 域	9.4	1.6	—
	商 業 地 域	18	3.0	—
	準 工 業 地 域	5	0.9	—
	合 計	594	100.0	7.9
用 途 地 域 外		6,900	—	92.1
農 業 振 興 地 域		6,894	—	92.0
農 用 地 区 域	田	153.78	7.1	—
	畑	1989.06	92.1	—
	樹 園 地	—	—	—
	農 用 施 設 用 地	18.65	0.9	—
	合 計	2,161.49	100.0	28.8
農 用 地 区 域 外		4,732.51	—	63.2

第 2 章 環境行政の概要

1 機 構

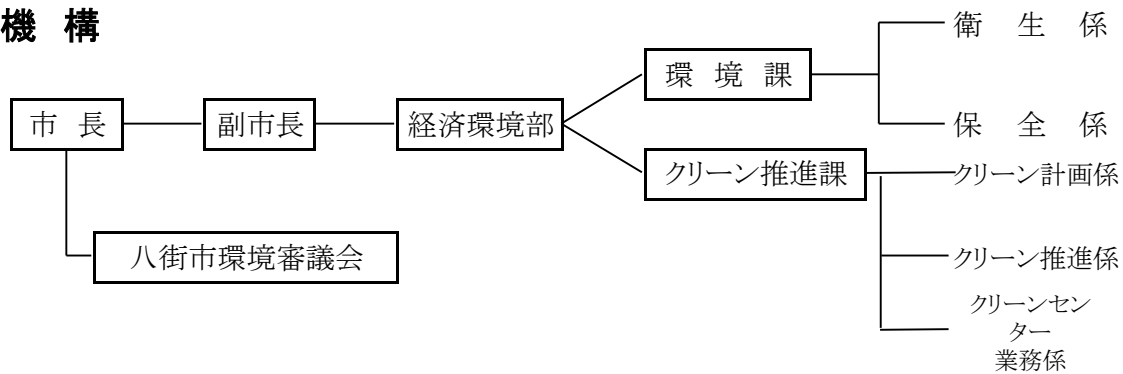


表 2－1 事 務 分 掌

環 境 課	衛 生 係	・し尿処理及び浄化槽清掃業者の指導に関すること ・犬の登録、狂犬病予防 ・一般廃棄物処理計画(し尿・生活排水)に関すること ・食品衛生、墓地等に関すること。 ・印旛衛生施設管理組合、八富成田斎場に関すること ・家庭用小型合併浄化槽設置事業その他環境衛生全般に関すること
	保 全 係	・公害防止計画の策定、公害防止の調査・研究及び指導 ・公害苦情処理、公害の監視・測定及び規制 ・環境審議会に関すること ・土砂等による土地の埋立て等に関すること ・産業廃棄物の不法投棄防止、特定施設設置及び特定建設作業 ・地下水の汲み上げ及び汚染等、河川等の水質に関すること
ク リ ー ン 推 進 課	クリーン計画係	・一般廃棄物処理基本計画(ごみ)の策定に関すること ・最終処分及びごみ焼却施設等の計画策定に関すること ・一般廃棄物収集・運搬、処理に関する指定業者の許可及び指導に関すること ・一般廃棄物不法投棄の取締り及び指導に関すること
	クリーン推進係	・ごみ処理手数料及び処理費用に関すること ・家庭用生ごみ減量機器購入費に関すること ・資源物回収の業者委託及び市民団体の育成に関すること ・その他ごみ減量化対策に関すること
	クリーンセンター業務係	・事務棟及び可燃物の焼却施設並びに最終処分場の維持管理に関すること ・ごみステーションの設置及び指導に関すること ・一般廃棄物の収集・運搬、処理及び委託業務に関すること ・その他クリーンセンター運営に係る庶務に関すること

2 予 算

表2-2 環境関係の予算の推移(単位:円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
環 境 衛 生 費	99,083,799	107,941,351	143,537,491
公 害 対 策 費	43,047,199	44,565,467	44,056,677
清 掃 総 務 費	111,501,967	105,863,951	107,539,681
塵 芥 処 理 費	1,023,148,776	2,585,589,453	1,977,095,126
し 尿 処 理 費	125,029,000	122,518,000	135,674,000
計	1,401,810,741	2,966,478,222	2,407,902,975

3 環境審議会

環境保全に関する基本的事項を調査、審議する市長の諮問機関です。環境審議会は学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の代表、事業所の代表、市民のうちから市長が委嘱する者により組織されており、構成する委員は10人以内となっています。

表2-3 環境審議会委員(令和6年12月4日現在)

氏 名	職 名
奥 秋 勝 彦	印旛郡市医師会八街地区(代表)
岩 間 進	八街商工会議所専務
矢 野 秀 和	印旛地域振興事務所地域環境保全課長
菅 野 勝 彦	千葉みらい農業協同組合八街支店 支店長
野 口 和 哉	八街市酪農組合長
細 田 晴 夫	細田自動車(有)会長
生 形 健 一	生形商店(株)
鎌 形 浩 江	公募市民
鯨 井 千恵子	公募市民

4 広域的環境保全組織等

(1) 印旛衛生施設管理組合

佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町の4市1町で、し尿汲み取り及び処理に関する業務を共同で実施するため、昭和38年から活動しています。

(2) 印旛沼水質保全協議会

千葉県、千葉県水道局、千葉県企業庁、流域13市町、(独)水資源機構、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協同組合、JFEスチール株式会社等により構成されています。

この協議会は、昭和46年に設立され印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としています。

(3) 公益財団法人 印旛沼環境基金

千葉県と流域13市町が一体となって、印旛沼の水質と環境を保全するため、昭和59年に設立されました。

おもに、沼の管理や生物の生息状況、水質汚濁の測定・対策、その他モニター、ボランティア活動等を行っています。

また、印旛沼とその流域の調査研究活動を行うとともに、具体的な水質環境の保全対策を支援し、種々の啓発活動を行っています。

(4) 美しい作田川を守る会

作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るため、流域の東金市、八街町(現八街市)、九十九里町、成東町(現山武市)、山武町(現山武市)の1市4町(現3市1町)により、昭和60年1月、「美しい作田川を守る会」が設立されました。

清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図ることを目的としています。



「美しい作田川を守る会」看板設置

第3章 地球温暖化

1 地球温暖化対策実行計画

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は2014(平成26)年に第5次評価報告書を発表し、「20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い」と報告しています。地球温暖化は、わが国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中、2015年にフランス・パリで、気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)が開かれ温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これを受けてわが国は、「地球温暖化対策計画」を2016年に策定し、「2030年度までに、2013年度比26%の温室効果ガス削減」という目標を掲げました。また、その中で、地方公共団体の事務事業が所属する「業務その他部門」は、これまでの温室効果ガスの増加傾向が大きいことを踏まえ、「2030年度までに2013年度比40%のエネルギー起源CO₂の削減」という厳しい削減目標を掲げています。

八街市では、平成23年3月に「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として各種の取り組みを推進することにより、本市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。温暖化を取り巻く社会情勢を鑑み、令和2年度には新たに「八街市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、令和2年度から令和11年度までを計画期間とし、現在も温室効果ガスの削減に取り組んでいます。令和6年8月には、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする『やちまたゼロカーボンシティ』の実現に向けて全力で取り組むことを宣言しました。

市民、事業者、行政が一丸となり更なる削減に取り組むため、現在、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、気候変動適応計画を策定中です。

第4章 大気汚染

1 大気汚染の現状

大気汚染は、主として工場・事業場の煙突等から排出されるばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの燃焼排出ガス等によって引き起こされます。

このような大気汚染を防止するため「大気汚染防止法」が、公害対策基本法の制定を受けて、昭和43年に従来の「ばい煙の規制等に関する法律」に代わって制定されました。

この法により、対象地域の拡大や自動車排出ガス規制等が行われるようになりました。

近年では、石綿の飛散防止対策について、改正法が令和2年6月に公布され、令和3年4月1日から石綿含有成形板等を含めたすべての石綿を含有する建材が規制対象となる等、更なる強化が図られています。

千葉県においても、ばいじんと有害物質について大気汚染防止法に基づくいわゆる上乘せ条例の制定、「環境保全協定」の締結及び「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取り組みの促進に関する条例」「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」の制定等、各種大気汚染防止対策を推進しています。

本市でも、大気汚染に係る苦情については、毎年、多数の苦情があり、対策を講じにくい内容も多いのが現状ですが、県で実施している大気環境測定(市内1箇所)の結果等も注視しながら、今後の対策に役立てていきたいと考えています。

表3-1 大気汚染に係る苦情件数

年 度	元(31)	2	3	4	5
件 数	38	35	39	29	40

※年度ごとの県への報告数になりますので、件数は前年の処理件数になります

2 大気汚染の対策

「大気汚染防止法」では、工場又は事業所に設置されるボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設及び土石の堆積場、ベルトコンベア等の粉じん施設について一定規模以上のものを届出対象施設として定めています。

本市における大気汚染に係る苦情の大部分は、野焼き等による煙などが主なものです。

また、従前より操業していた工場のまわりにも、家が建ち始め、ばい煙等が日常生活に於いて不快であるという苦情も寄せられています。

このような場合、生活に密着しており、感覚的な要素も含まれているので、なかなか解決しにくいのが現状ですが、両者の歩みより等で緩和されています。

県内のばい煙発生施設は、ボイラー・加熱炉・焼却炉・粉じん施設などが、主なものですが、市としてもこれまで以上に、事業場の立ち入り、指導等について実施したい考えです。

市内に進出してくる工場・事業場については、大気汚染防止対策として、環境保全協定を締結するなどして、汚染物質の排出をできるだけ少なくするように指導を行っております。



一般環境大気測定局

※平成6年度から

第5章 水 質 汚 濁

1 水質汚濁の現状

八街市から排出される水の約83％は印旛沼に流れ込んでおり、残りの17％は作田川から太平洋に注いでいます。

特に印旛沼の汚濁の状態は、全国でワースト2という深刻な状況にあります。

水質汚濁の原因は、工場・事業場から排出される産業系排水、一般家庭等から排出される生活系排水及び雨や風などの自然作用による自然系排水の3つに分けられますが、印旛沼汚濁の最大の原因は、生活系排水です。

私たちが生活することによって生じる排水、たとえば、台所、風呂、浄化槽から流す水が河川に流れ込むことによって、川や湖沼が本来持っている自然の浄化能力を低下させ水質汚濁が発生します。

これは、事業場に対する排水の規制や指導が強化されている反面、急速な人口増や生活様式の変化とともに、生活系排水の占める割合が大きくなり公共用水域の水質汚濁の主要原因となっています。

したがって、住民一人ひとりの水質保全への理解と協力が必要になってきます。

図5－1 印旛沼流域のCOD負荷量(令和5年度)

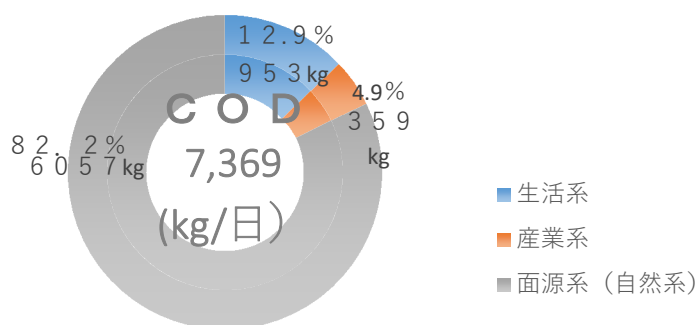


表4－1 水質汚濁(土壌汚染を含む)に係る苦情件数

年 度	26	27	28	29	30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
件 数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

2 公共用水域の現状

(1) 環境基準

本市に関係のある河川・湖沼の環境基準は、次のとおりです。

表5-2 生活環境項目に係る環境基準(類型指定公共用水域に適用)

水 域 類 型 項 目	印旛沼	鹿島川	高崎川	作田川
	A	A	C	A
pH	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5
BOD(mg/L)	—	2以下	5以下	2以上
COD(mg/L)	3以下	—	—	—
D O(mg/L)	7.5以上	7.5以上	5以上	7.5以上
S S(mg/L)	5以下	25以下	50以下	25以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	1,000以下	—	1,000以下
指定年月日	45・9・1	50・1・21	60・3・29	48・7・31
達成年月日	5年以内に可 及的すみやか に	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年以内に可 及的すみやか に

表5-3 人の健康の保護に関する環境基準(全公共用水域に適用)

項 目	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	6価クロム	ヒ素	総水銀	アルキ ル水銀	PCB
基準値	0.01mg /L以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.01mg /L以下	0.05mg /L以下	0.01mg /L以下	0.000 5mg/L 以下	検出され ないこと	検出され ないこと

備考:「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表5－4 印旛沼の全窒素・全リンに係る環境基準

利用目的の適応性	基 準 値	
	全 窒 素	全 リ ン
水道3級(特殊なもの)、水産 2種、水産3種、工業用水農業 用水及び環境保全	0.4mg/L以下 (2.2mg/L以下)	0.03mg/L以下 (0.11mg/L以下)
備 考 1. 基準値は、年平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. ()内は、印旛沼の暫定目標値、達成期間10年以内。		

(2) 主要河川の水質

八街市では、昭和56年から年4回、平成25年からは年2回の、河川水質調査を行っています。調査地点は、図4－2のとおりです。

鹿島川流域では、夕日丘、根古谷、用草、東吉田、上砂、大谷流、勢田の7地点。

高崎川流域では、文違、榎戸落合、榎戸宮下、真井原、大関、朝日の6地点。

作田川流域では、大木、沖渡の2地点です。

印旛沼

高崎川

酒々井町

富里市

佐倉市

文通

明日

山武市

千葉市

東金市

上野

大谷

東古

西古

草

夕日丘

高崎川流域

鹿島川流域

作田川流域

水質調査地点

N

-15-

表5-5 調査結果一覧表(平均)

水系及び 調査地点名 単位		作 田 川		高 崎 川						鹿 島 川						
		大木	沖渡	朝日	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	夕日丘	用草	根古谷	大谷流	上砂	勢田 (四木)	東吉田
水素イオン濃度(pH)	-	7.9	7.6	7.9	8.1	7.8	8.5	7.9	7.7	7.9	8.1	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.7	12.0	15.0	6.6	5.9	3.9	2.9	9.6	4.4	2.4	2.4	2.8	2.4	2.5	3.3
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	9.7	8.3	4.1	5.4	1.9	1.4	7.5	2.5	0.7	1.1	0.6	0.6	<0.5	1.5
浮遊物質(SS)	mg/L	2.4	15.0	3.2	9.5	8.6	2.7	2.0	6.8	7.0	9.3	3.8	13.0	5.5	5.7	3.1
大腸菌数(CFU)	CFU/100mL	355	1650	6550	11800	4590	820	4050	3250	280	905	185	280	945	1185	1175
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	mg/L	<0.2	6.3	10.0	1.0	1.1	0.7	0.4	3.8	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.3
硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/L	6.5	4.2	3.8	5.6	7.7	6.4	7.2	3.8	9.3	5.7	5.5	6.2	6.8	4.5	6.8
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	mg/L	<0.1	0.6	0.9	0.4	0.3	0.2	0.2	0.7	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
全窒素	mg/L	6.7	15.0	19.0	8.3	9.6	8.4	8.4	10.0	11.0	5.8	6.4	7.3	7.1	5.4	7.6
全リン	mg/L	0.06	1.10	2.00	0.54	0.64	0.36	0.21	1.00	0.21	0.08	0.13	0.05	0.08	0.15	0.24
ケルダール性窒素(K-N)	mg/L	<0.2	6.7	7.1	1.3	1.1	0.9	0.4	4.1	0.3	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.3
全亜鉛	mg/L	0.008	0.027	0.028	0.017	0.016	0.011	0.007	0.030	0.008	0.007	0.005	0.006	0.004	0.004	0.005
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	5.8	5.2	8.4	8.3	12.9	10.1	7.6	8.1	10.4	10.7	10.1	9.6	9.4	9.4
流量	m ³ /min	0.42	0.09	0.08	1.98	2.94	2.55	1.59	0.36	3.24	35.43	17.04	9.48	4.95	4.68	1.92

表5-6

調査結果一覧表

調査日:令和6年9月19日

水系及び 調査地点名 採取時間 調査項目 単位		作 田 川		高 崎 川						鹿 島 川						
		大木	沖渡	朝日	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	夕日丘	用草	根古谷	大谷流	上砂	勢田 (四木)	東吉田
		13:00	13:36	13:50	14:05	11:08	11:30	10:54	11:50	10:30	9:58	10:08	8:50	8:30	9:07	9:30
水素イオン濃度(pH)	-	7.8	7.3	7.9	8.0	7.7	9.0	7.9	7.6	7.8	8.1	8.1	8.1	7.9	7.9	7.8
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.7	10.0	16.0	5.1	3.7	3.5	2.7	8.2	3.6	3.0	2.7	3.8	2.7	2.9	2.9
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	9.8	8.4	2.2	2.1	1.2	0.9	5.4	1.2	0.9	1.0	0.6	0.6	<0.5	0.8
浮遊物質質量(SS)	mg/L	4.0	25.0	3.8	14.0	4.2	4.2	3.0	10.0	7.0	15.0	5.4	24.0	9.4	7.8	5.4
大腸菌数(CFU)	CFU/100mL	490	1400	2100	20000	580	640	1200	2100	270	410	320	350	490	2100	950
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	mg/L	<0.2	1.6	7.9	<0.2	0.5	<0.2	<0.2	1.0	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/L	6.2	5.7	5.8	4.8	7.5	6.5	7.1	4.2	9.0	5.5	5.6	6.0	6.6	4.4	6.6
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	mg/L	<0.1	0.8	1.3	0.4	0.3	<0.1	0.1	1.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
全窒素	mg/L	6.7	12.0	19.0	7.2	9.1	8.3	8.2	7.6	11.0	5.7	7.1	6.9	7.2	5.9	7.6
全リン	mg/L	0.04	1.00	2.20	0.55	0.55	0.37	0.17	0.89	0.18	0.08	0.14	0.06	0.05	0.16	0.17
ケルダール性窒素(K-N)	mg/L	<0.2	1.4	<0.2	0.4	<0.2	<0.2	<0.2	0.6	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
全亜鉛	mg/L	0.009	0.023	0.023	0.017	0.011	0.007	0.007	0.020	0.006	0.009	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	5.0	6.8	7.7	7.8	14.4	10.1	7.2	7.6	10.0	10.5	9.5	8.6	8.7	8.7
流量	m ³ /min	0.24	0.06	<0.06	2.04	2.58	2.10	1.56	0.36	4.80	35.40	16.08	14.70	5.28	5.88	1.92

表5-7

調査結果一覧表

調査日:令和7年3月10日

水系及び 調査地点名 採取時間		作 田 川		高 崎 川						鹿 島 川						
		大木	沖渡	朝日	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	夕日丘	用草	根古谷	大谷流	上砂	勢田 (四木)	東吉田
		13:40	14:05	14:22	14:40	11:15	11:37	11:00	11:55	10:40	10:10	10:23	9:05	8:40	9:25	9:45
調査項目	単位															
水素イオン濃度(pH)	-	7.9	7.8	7.8	8.1	7.8	8.0	7.9	7.8	8	8.1	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.6	14	13	8.0	8.1	4.3	3.0	11.0	5.2	1.8	2.1	1.8	2.0	2.1	3.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	10	8.2	6.0	8.6	2.6	1.9	9.5	3.8	<0.5	1.1	<0.5	0.6	<0.5	2.1
浮遊物質濃度(SS)	mg/L	0.8	6	2.6	5.0	13.0	1.2	1.0	3.6	7.0	3.6	2.2	2.4	1.6	3.6	0.8
大腸菌数(CFU)	CFU/100mL	220	1900	11000	3600	8600	1000	6900	4400	290	1400	49	210	1400	270	1400
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	mg/L	<0.2	11	13	1.8	1.6	1.2	0.5	6.6	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.3
硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/L	6.7	2.6	1.8	6.3	7.8	6.2	7.2	3.3	9.6	5.8	5.4	6.4	6.9	4.5	6.9
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	mg/L	<0.1	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
全窒素	mg/L	6.7	18	19	9.4	10	8.5	8.6	13	11	5.9	5.7	7.7	6.9	4.8	7.6
全リン	mg/L	0.07	1.2	1.8	0.52	0.73	0.35	0.24	1.1	0.24	0.07	0.12	0.04	0.11	0.13	0.31
ケルダール性窒素(K-N)	mg/L	<0.2	12	14	2.2	1.9	1.5	0.6	7.6	0.3	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.3
全亜鉛	mg/L	0.006	0.031	0.032	0.017	0.021	0.014	0.007	0.039	0.009	0.004	0.004	0.005	0.003	0.004	0.006
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	6.5	3.6	9	8.7	11.4	10.1	7.9	8.6	10.8	10.9	10.7	10.6	10	10
流量	m ³ /min	0.60	0.12	0.12	1.92	3.30	3.00	1.62	0.36	1.68	35.46	18.00	4.26	4.62	3.48	1.92

※令和4年4月1日より公共用水域(河川等)の水質汚濁に係る環境基準項目の見直しがあり、大腸菌群数(MPN)から大腸菌数(CFU)へ変更されました。

(3) 地 下 水 の 調 査

地下水汚染は目にふれることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明、汚染除去対策が困難なことから未然防止が重要です。

八街市では、平成元年度から飲用井戸水調査を実施しています。

調査は、飲用井戸検査基本項目に水道法水質基準抜粋項目及び地下水環境基準項目他を実施しております。

さらに、平成9年度からは、有機塩素系化合物の項目を追加しました。

調査箇所は、有機塩素系化合物を使用している事業場周辺、産業廃棄物最終処分場の跡地周辺、その他の埋立てをした場所周辺が中心です。

この調査は、八街市を南部地区・北部地区に分け隔年で実施することとし、令和6年度においては北部地区を実施しました。

表5-10 井戸水の水質調査結果

有機塩素系溶剤水質検査

対 象 物 質	基 準	調査数	超過数
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	4	0
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	4	0
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ以下	4	0
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	4	0
1 , 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	4	0
1 , 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	4	0
1 , 1 , 1トリクロロエタン	0.3 mg/ℓ以下	4	0
1 , 1 ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	4	0
1 , 3-ジクロロプロペン	0.05 mg/ℓ以下	4	0
1 , 1 , 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	4	0

飲用井戸水質検査

採水日 令和6年12月

試 験 項 目	基 準 値	調査数	基準超過数	超過検出率
一 般 細 菌	100個 mg/ℓ以下	60	2	3.3 %
大 腸 菌	検出されないこと	60	3	5.0
亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/ℓ以下	60	1	1.7
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	60	18	30.0
塩 化 物 イ オ ン	200 mg/ℓ以下	60	0	0.0
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ以下	60	0	0.0
水 素 イ オ ン (p h 値)	5.8～8.6	60	0	0.0
味	異常でないこと	60	0	0.0
臭 気	異常でないこと	60	3	5.0
色 度	5 度以下	60	0	0.0
濁 度	2 度以下	60	0	0.0
マ ン ガ ン	0.05 mg/ℓ以下	60	1	1.7
鉄	0.3 mg/ℓ以下	60	0	0.0
ヒ 素	0.01 mg/ℓ以下	60	1	1.7
蒸 発 残 留 物	500 mg/ℓ以下	60	0	0.0
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	60	1	1.7

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素による不適率が30%と高いのは、過去の検査と同傾向で、当地区の水質特性でもあります。

この物質は、農地等で使用されている窒素系肥料が土壌中で微生物によって分解され、雨水、散水等で土壌から溶出し、地下水へ移行したものです。

硝酸態、亜硝酸態窒素に起因される病気(※メトヘモグロビン血症)の発病例は日本では報告例がありませんが、高濃度の硝酸態、亜硝酸態窒素を含む飲料水を乳児(粉ミルク等)に使用することは不適当とされています。

その他の項目についても、例年基準の超過がみられます。その大半は自然由来と考えられますが、配管内の錆によるものや、定期管理不足が原因と考えられるものもあり、年に一度位の頻度でタンク内の清掃をすることが望ましいです。

有機塩素系化合物による地下水汚染についても、全国的に問題となっていることから継続監視を実施しております。

有機塩素化合物は、精密機械工場や金属加工工場等で洗浄などに使用されています。

身近なところでは、ドライクリーニングに使用されています。

※メトヘモグロビン血症とは、血液中の酸素が欠乏し、顔が紫色を呈し、呼吸困難になる病気

乳児のメトヘモグロビン血症は欧米においては、発症例があるが、日本国内での発症例は報告されていない

(4) 浄水器設置費補助

八街市では、安全で健康的な生活を守るため、水質基準に適しない家庭用井戸水に対して、浄水器設置の補助制度を設けております。

◎補助対象資格

- ・市内に居住用の住宅を所有していて、かつ、居住していること。
- ・地下水を飲用として使用し、住宅に隣接する道路に上水道配水管が敷設されていないこと。
- ・地下水の水質が、下記の基準に適合していないこと。

項 目	基 準 値
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下
大 腸 菌	検出されないこと

◎申請に必要なもの

- ・地下水の水質検査の計量証明書等の写し(前記の水質基準に適合していないこと)
- ・浄水器(前記の水質基準に浄化できる浄水器に限る)のカタログ
- ・購入及び設置に係る見積書の写し

◎補助金額

- ・設置費(本体価格、取付工事費)の1/3 但し上限5万円
(消費税及び地方消費税は対象となりません)

3 水質汚濁の対策

(1) 産業系排水対策

① 法令等による規制

排水について、規制する法令として「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例という)及び「湖沼水質保全特別措置法」などの法令があります。

これらの法令は、主に工場や事業場などからの排水水について排水基準を定め、規制を行うことにより公共用水域の水質汚濁の防止を図るものです。

市内の事業場などからの排水水については、国の排水基準より厳しい上乗せ条例により業種別・規模別に規制されています。

また、閉鎖性水域の水質改善を図るため、「湖沼水質保全特別措置法」(湖沼法)が適用されています。

表5-11 水質関係法令

法 律 名	適 用 地 域	内 容
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(上乗せ条例)	八 街 市 全 域	昭和51年7月1日 適用(濃度規制)
湖 沼 水 質 保 全 特 別 措 置 法	印 旛 沼 流 域	昭和59年7月27日 湖沼水質保全特別措置法を制定 昭和59年12月16日 地域指定 昭和59年12月23日 適用

② その他

住民の通報や市内パトロールにより、公共用水域の汚濁、あるいはそのおそれのある事業場などを確認した場合、事業場の立入調査等を実施し、施設の改善を指導しています。

(2) 生活系排水対策

表5-12 排水処理別の内訳

令和6年3月31日現在

	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り
人 口	18,292人	35,076人	8,563人	4,819人

① 公共下水道整備

公共用水域の水質汚濁を防止するため、その最も有効な方法として公共下水道の整備があげられます。

本市における公共下水道の整備状況をみると、令和5年度末の処理区域は460ha、処理区域内人口は19,267人となっています。

今後も順次整備を進める計画です。

② 合併処理浄化槽整備

下水道整備区域外の地域には、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

浄化槽にはトイレの他、台所、風呂場などの生活排水を一緒に処理できる「合併処理浄化槽」とトイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」がありますが、現在は、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。

現在では、家屋を新築する場合には合併処理浄化槽の設置を、また、水質汚濁防止を図るため、単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への設置替えを推進しています。

市では、対象地域を定め、単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽に設置替えする費用の一部を補助しています。

表5-13

既存単独処理浄化槽及び既存汲取便所から合併処理浄化槽に設置替えする事業に対する補助金額(令和5年度)

区分	種別 人槽	高度処理型合併処理浄化槽の設置		小型合併処理浄化槽 (高度処理型合併浄化槽を除く) の設置
			うちN10型の設置	
単独浄化槽 からの転換	5人槽	840,000円	1,154,000円	812,000円
	6・7人槽	942,000円	1,250,000円	894,000円
	8～10人槽	1,065,000円	1,403,000円	1,028,000円
汲み取り便所 からの転換	5人槽	760,000円	1,074,000円	732,000円
	6・7人槽	862,000円	1,170,000円	814,000円
	8～10人槽	985,000円	1,323,000円	948,000円

(3) 河川浄化対策

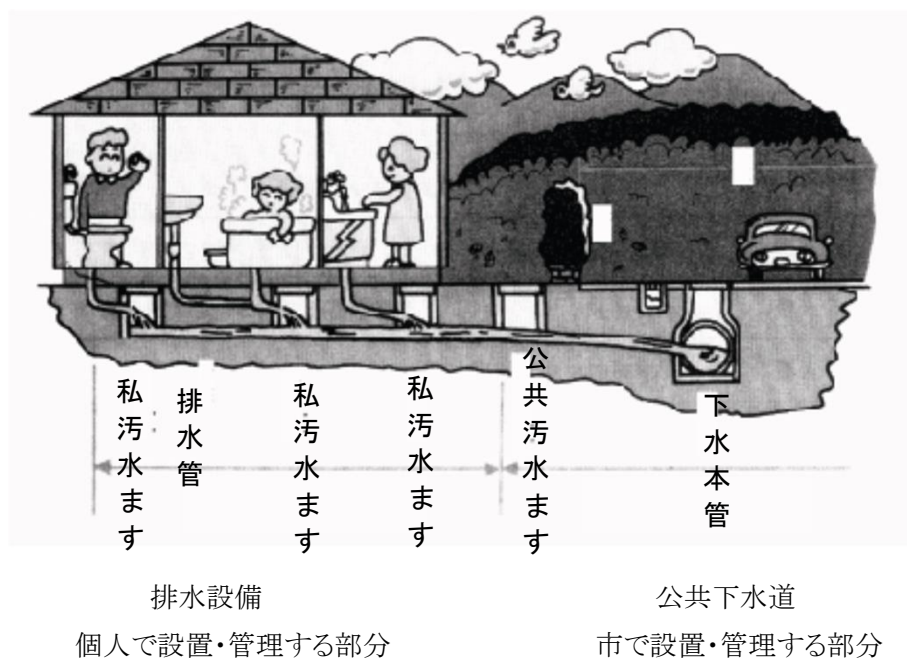
家庭雑排水の処理については、下水道や合併浄化槽の普及を図っているものの、依然未処理のまま放流している家庭もあるのが現状であり、公共用水域の水質保全上極めて重要な課題となっています。

(4) 啓発の強化

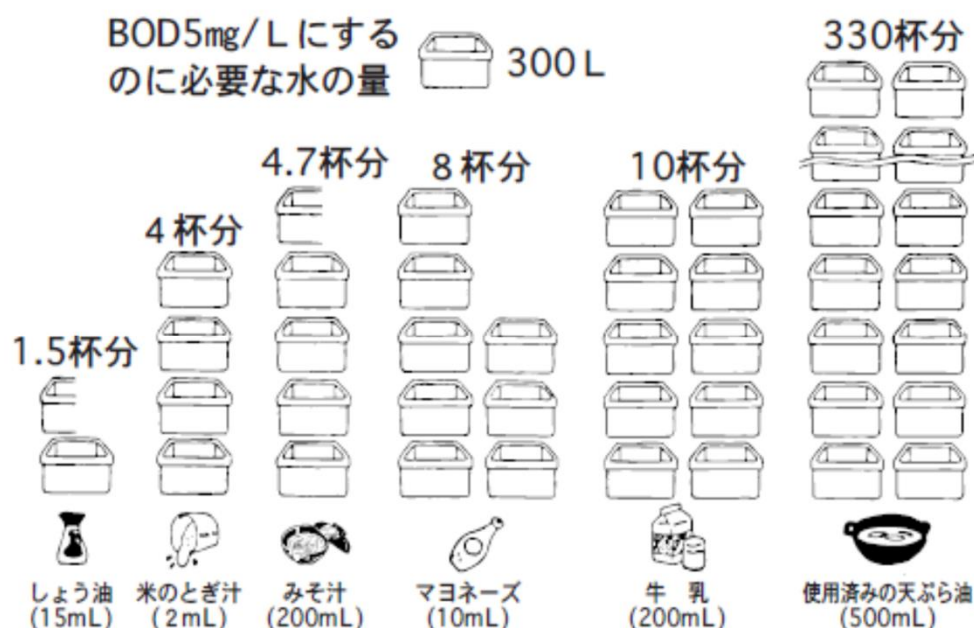
家庭雑排水が河川汚濁の第1原因であるということを、住民に広く理解と協力をしていただかなければならないことから、家庭でできる浄化対策として、次頁のようなことを実施していただけるよう、広報紙等を通じて呼びかけています。

公共下水道のしくみ(分流式)

※汚水と雨水を別々に集め、汚水は処理場で処理し、雨水は、道路側溝等を通してそのまま河川などに放流する方式。



もし、流しに捨てると…こんなに大変



家庭でできる浄化対策

1. 「流し」にはろ紙袋をつけた三角コーナーを置きこれに調理クズなどを入れましょう！
2. 食器や鍋などの油や汚れは紙でふいてから洗いましょう！
3. 使えなくなった油などは流しに流さないようにしましょう！
4. 洗剤は量をはかって使いすぎないようにしましょう！
5. 沈でん槽を設け、側溝もあわせて定期的に清掃しましょう！
6. 浄化槽は正しく管理しましょう！
● 定期的な保守点検・清掃及び法定検査を受けましょう。
7. ディスポーザー (台所用生ゴミ粉砕機) は使用しないようにしましょう！

(5) ゴルフ場における農薬の使用規制

現在、ゴルフ場においては、樹木、芝地等の維持管理のため、様々な農薬が使用されています。

ゴルフ場における農薬は、コースの景観保持を重視して使用される場合が多く、農地等において農作物の生産を確保するために農薬を使用する場合とは本質的に異なります。

そこで、被害の未然防止等将来の環境面への影響を考慮するとともに、住民の抱いている不安を解消するため、今後千葉県内で計画されるゴルフ場では農薬を使わないことを基本方針とし、事業者を指導していくこととしました。

このため、「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」の事業計画の一般基準の中に「ゴルフ場における樹木・芝地等の維持管理に当たっては、農薬を使用しないこと」と規定（ただし、県が別に定めるものを除く）するとともに、新たに開発許可の申請をする場合、農薬を使用しない旨の誓約書を提出しなければならないことも併せて規定し、昭和48年1月22日から施行しています。

第 6 章 騒 音 ・ 振 動

1 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に最も密着した公害であり、その発生源が多種多様であることから、例年、公害苦情のなかで多くの割合を占めています。

騒音の主なものには、工場・事業場などに設置されている機械による騒音、ビル建設や道路工事に使われる杭打機やブルドーザーなどによる建設作業騒音、自動車・鉄道・航空機などの交通機関による交通騒音、また、深夜営業の飲食店等による騒音、及び家庭のエアコン・ステレオなどによる近隣騒音があります。

また、振動の主なものには、工場・事業場などにおける振動、建設作業振動及び交通振動などがあります。

騒音・振動は「うるさい」「ゆれる」などといった物理現象として直接人体や家屋などに影響がありますが、他の公害と比べるとその影響及び被害程度が本質的に異なります。

生活様式の変化に伴い、最近では法規制のある事業場等の騒音より、むしろ生活騒音の苦情が目立っています。

加害感はやや弱い被害感の強い音として、カラオケの音、車の空ぶかし音、ドアや窓の開閉音、風呂の給排水音、室内・階段の音、ピアノ・ステレオ・テレビの音などがあります。

また、こういった音については、騒音の発生者とのお付き合いの程度が深いほど、迷惑感の程度が小さくなっています。

表6－1 騒音・振動に係る苦情件数

年 度	26	27	28	29	30	元(31)	2	3	4	5
騒 音	3	3	3	4	3	3	4	13	15	18
振 動	0	0	3	0	0	1	2	1	0	1

図5-1

音のめやす

120デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）	
100デシベル	電車が通るときのガード下	
90デシベル	騒々しい工場の中 犬の鳴き声（正面5m） カラオケ（店内客席中央）	
80デシベル	地下鉄の車内 ピアノ（正面1m）	
70デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話	
50デシベル	静かな事務所 クーラー（室内、始動時）	
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅街の昼	
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声	
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）	

図5-2

振 動 の め や す

90 デシベル



人体に生理的影響がある

家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。歩いている人にも感じられる。

80 デシベル



深い睡眠にも影響がある

家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる。

70 デシベル



浅い睡眠に影響が出始める

大ぜいの人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる。

60 デシベル



振動を感じ始める

静止している人や、特に注意深い人だけに感ずる程度

50 デシベル

常時振動

40 デシベル



人体に感じないで地震計に記録される程度

(1) 工場及び事業場騒音・振動

工場及び事業場騒音・振動とは、その事業活動に伴って発生する騒音・振動をいいます。

住宅の隣接地で操業している事業場が多いため、問題がしばしば発生するのが現状です。

このような工場・事業場の周囲に住んでいる当事者にとっては深刻な問題です。

このような工場・事業場などには、騒音規制法、振動規制法及び八街市環境保全条例に基づき防音対策や振動対策を講じるよう指導しています。

また、公害防止のための資金融資について、県の融資制度などの照会を行っています。

(2) 建設作業騒音・振動

建設作業騒音・振動とは、ビルなどの建築工事や道路などの土木工事に伴って使われる、くい打機、さく岩機、ブルドーザーなどによる騒音・振動をいいます。

建設作業に対しての苦情は、近隣への作業の事前説明や作業場の管理が不十分なために発生することが多く、作業にあたっては近隣への十分な配慮が必要です。

なお、本市における特定建設作業の届出状況は、表6-2のとおりです。

表6-2 令和5年度 特定建設作業の届出状況

特定建設作業の種類	種類別届出数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	0
空気圧縮機等を使用する作業	0
コンクリートプラントを使用する作業	0
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0
舗装版破壊機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	0
バックホーを使用する作業	30
ブルドーザーを使用する作業	1
トラクターショベルを使用する作業	0
振動ローラーを使用する作業	0
合 計	31

※(特定建設作業の実施の届出を要する区域)

(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層

住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域

(2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法(昭和38年法律第138号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 交通騒音・振動

交通騒音・振動とは、自動車・鉄道・航空機などの交通機関による騒音・振動で、最も広く住民生活に影響を及ぼしているものです。

① 自動車による騒音・振動

本市の主要幹線道路は、国道409号で南北に走っています。

また、国道126号が市の南端を東西に走っています。

空港やショッピングモール等により、東関東自動車道から乗り入れる車両が増加していますが、現在のところ、大きな自動車騒音・振動問題は発生していません。

② 鉄道による騒音・振動

本市の鉄道は、北部をJR総武本線が北西から南東に走っています。

市内には、八街、榎戸の2つの駅があり、通勤・通学の交通手段となっています。

今のところ、これらによる騒音・振動の問題は発生していません。

(4) 深夜営業騒音

深夜営業騒音とは、飲食店などの深夜営業に伴う騒音をいいます。

深夜営業で問題になる騒音は、ほとんどが深夜営業飲食店などからのカラオケによるものです。

これは営業時間が深夜におよび、その騒音が睡眠や勉強の妨げとなっているためです。

このような店では騒音防止対策についての積極的な姿勢が望まれます。

市では、騒音規制法及び環境保全条例に基づき指導をしています。原因者の騒音問題に対する認識のあり方・取り組み姿勢が大切であり、関係機関の協力を得て対策の一層の推進を図ります。



2 騒音・振動の対策

(1) 法、条例による規制

本市は、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域になっています。

指定地域は、都市計画法に基づく用途地域で、この地域はそれぞれの法律によって規制されています。

この指定地域以外は、八街市環境保全条例によって規制されています。

① 工場及び事業場騒音・振動

騒音・振動について、市では住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、用途地域内では騒音規制法・振動規制法、用途地域外では市環境保全条例により、基準値を超えないように指導しています。

基準は、規制対象地域内(指定地域)であって、定められた機械(「特定施設」という。)を用いる工場・事業場(「特定工場」という。)について適用しています。

そのほか、騒音規制法・振動規制法の指定地域外(「その他の地域」という。)または「特定施設」を設置していない工場・事業場についても市環境保全条例の「騒音の基準」「振動の基準」にあてはめて騒音・振動の防止、その改善対策等を指導しています。

「特定施設」を設置する場合、届け出の義務を設け、規制基準を超える騒音・振動を発生した時には改善勧告・改善命令を出し、施設の改善をさせています。

例えば、工場などの防音の方法として、消音器の取り付けや遮音材・吸音材の使用があります。

また、指向性を考えて音源の設置場所や向きを変えて解決される場合もあります。

防振の方法としては、工場などの施設と基礎との間に防振マット・ばねなどによる防振材を入れることや、基礎を厚くすることなどにより振動が地盤に伝わりにくくすることが考えられます。

本市における騒音・振動の規制基準は、表6-3、表6-4のとおりです。

表6-3 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00～19:00	朝 夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層専用地域 第1種中高層住宅専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

表6-4 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～8:00
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域 (但し工業専用地域を除く)	60デシベル	55デシベル

② 建設作業

騒音について、騒音規制法や市環境保全条例では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機等を使用する作業を「特定建設作業」と定め、作業開始の7日前までの届け出を義務づけています。

振動についても、著しい振動を発生する機械等を使用する作業を「特定建設作業」として定め、騒音と同じく作業開始の7日前までに、届け出ることになっています。

特定建設作業の規制基準は、表6-5のとおりです。

また、市では特定建設作業を行おうとする建設業者等にその届け出の際、近隣に対する説明、騒音・ばい煙等の防止策、パトロール等の実施などをするよう指導し、問題の未然防止に努めています。

表6-5 特定建設作業騒音・振動の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音	敷地境界線における振動	作業禁止時間	期間		休日
				時間	日	
くい打機 くい抜機 くい打 くい抜機 びょう打機等 インパクトレンチ さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント アスファルトプラント 鋼球を使用して建築物をその他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機 ブレーカー ブルドーザー パワーショベル バクホウ等 振動ローラー	85 デシベル	75 デシベル	午後七時から翌日午前七時までの間	一日十時間を超えて行わないこと	連続して六日を超えて行わないこと	日曜日その他の休日に行わないこと
		—				
		75 デシベル				
		—				
		75 デシベル				
		—				
		75 デシベル				
		—				
		75 デシベル				
		—				
		75 デシベル				

③ 深夜営業騒音

近年、深夜営業飲食店に伴う夜間のカラオケ、大声、乱暴なドアの開閉音などの営業騒音が問題になっています。

これらについては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」において深夜営業時間の制限、騒音・振動の規制がされています。

また、市では、深夜の音の規制基準を超えないよう問題の未然防止を図るとともに、問題のある店舗等に対しては改善するよう指導しています。

④ 自動車騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法には、自動車による騒音・振動の限度が規定されており、これを要請限度といいます。

対象となる地域は、騒音規制法及び振動規制法の指定地域です。その地域内において限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置を要請することができます。

また、道路管理者や関係行政機関へ道路構造の改善や意見を述べるすることができます。

なお、自動車騒音及び振動の要請限度は、表6-6、表6-7のとおりです。



国 道 4 0 9 号

表6-6 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00～19:00	朝 ・ 夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(注)第1種区域……第1種低層住居専用区域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域……第1種住居区域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域……近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域……工業地域、工業専用地域

表6-7 自動車振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～8:00
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

(注)第1種区域……第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域……第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

(2) 環 境 基 準

騒音防止の目的となるものとして「騒音に係る環境基準」が定められています。

この基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づいて定められているもので、「環境上の条件として人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。

表6－8 環境基準(騒音)

地域の種類	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表5－9に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域という。))については、表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表6－9 道路に面する地域の環境基準(騒音)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

第 7 章 地 盤 沈 下

1 地盤沈下の現状

地盤沈下は環境基本法第2条に公害として定義されています。

これは長時間にわたってジワジワと地面が沈んでいく現象であるため、感覚的にはその進行がわかりにくいものです。

その被害にしても、直接人命に危害を及ぼしたり、構造物が急に破壊するといったこともなく、一般に目立たないことが多いために、その恐ろしさを忘れがちな公害です。

発見が遅れてしまい一度地盤が沈下すると、復元はほとんど不可能となってしまいます。

幸い本市においては、現在こうした被害の発生している箇所はありません。

地盤沈下の原因は、主に軟弱地盤地域における地下水の過剰汲み上げにより、地層内部の粘土層の収縮によって発生します。また、水溶性天然ガスかん水の汲み上げによる場合もあります。

図7-1 地盤沈下のしくみと抜け上がり現象

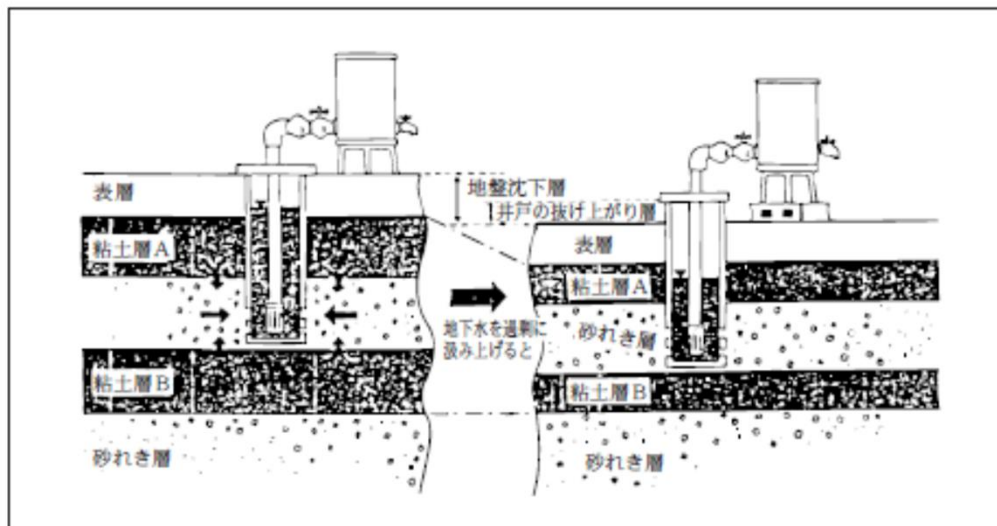


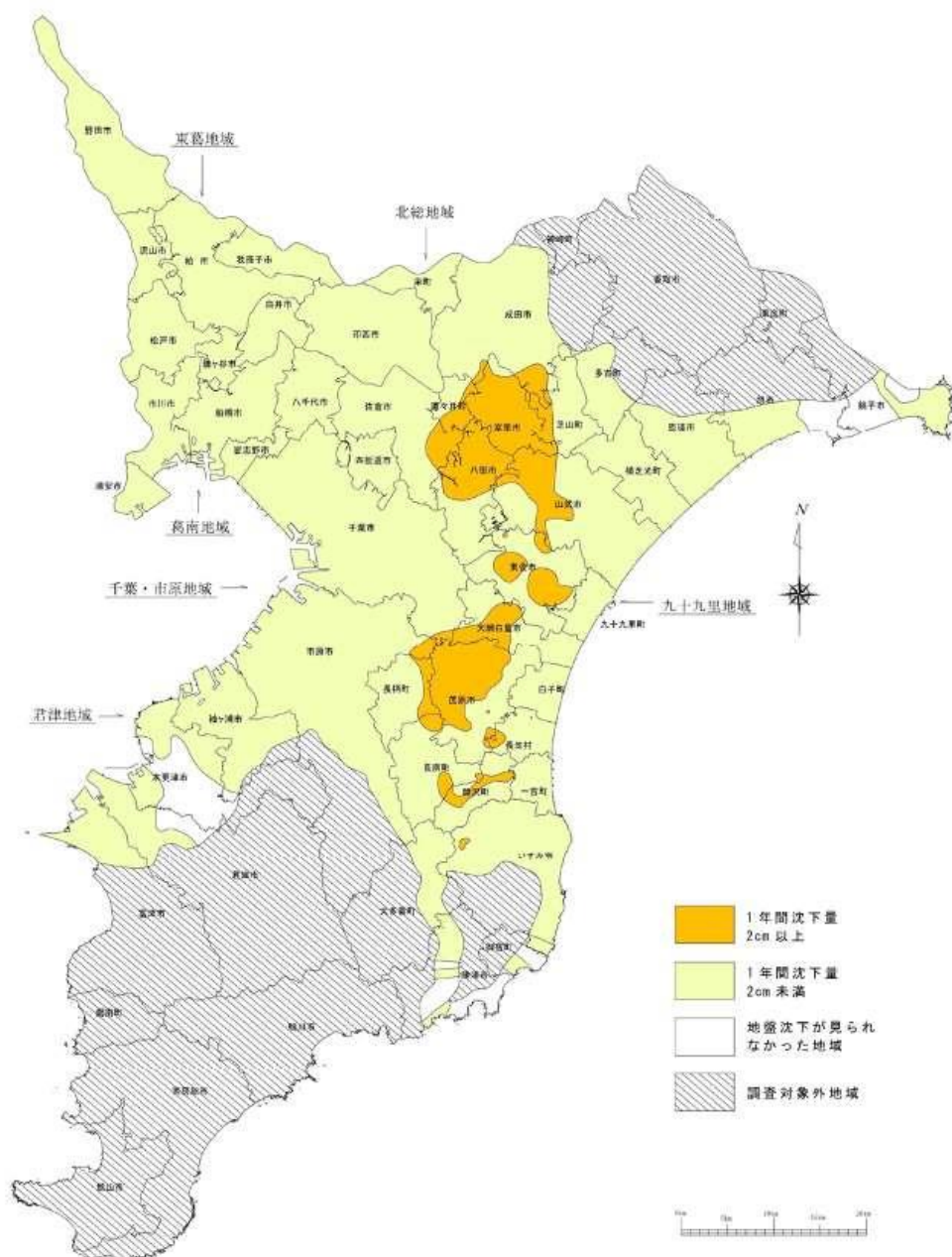
表7-1 地盤変動状況

標石番号	所在地			地盤変動量(mm)				標高(m)	
	大字	地番	目標	31年	2年	3年	4年	令和5年 1月	令和6年 1月
3013	文違	301-495	文違コミュニティセンター	-18.4	-17.1	-16.4	-14.2	43.1805	43.1494
3014	八街	317-3	八街保育園	-9.7	-11.0	-7.1	-8.8	44.9579	44.9337
35-278-007	山田台	178	JAいんば物流合理化センター	-5.5	-8.4	-4.3	-0.8	65.0005	64.9849
YM-1	沖	1033	二州小学校沖分校	-6.8	-5.7	-7.1	-5.1	53.7969	53.7860
YM-2	大谷流	717	川上幼稚園	-9.1	-10.9	-8.1	-4.2	44.2588	44.2426
YM-3	岡田	163-2	電話柱(前畑支62)	-16.5	-6.0	-10.4	-10.6	23.5279	23.5078
YM-4	八街	59-10	西林コミュニティセンター	-17.4	-18.9	-16.5	-14.9	42.0023	41.977
YM-5	八街	142-35	JA全農ちば八街家畜市場	-16.1	-16.2	-14.5	-15.8	44.4148	44.3893
YM-6	八街	45-79	二区コミュニティセンター	-11.9	-9.8	-9.7	-9.1	43.0452	43.0199
YM-7	八街	199	六区園芸組合集荷場	-7.4	-8.7	4.8	-6.1	45.9711	45.9539
YM-8	四木	885-3	消防団第13分団消防機庫	-7.8	-9.2	-5.0	-6.1	48.9970	48.9823
YM-9	四木	141-1	石渡自動車	-9.0	-9.8	-6.9	-6.0	56.0383	56.0202
YM-10	砂	390-2	ふれあいバス砂消防機庫 バス停	-9.2	-8.3	-7.8	-5.1	35.2222	35.2096
YM-11	沖	1124-2	南部老人憩いの家	-6.7	-5.9	-7.7	-4.7	53.6744	53.6629
YM-12	八街	16-1	畜産総合研究センター	-14.0	-8.1	-7.1	-1.9	59.5678	59.5501
YM-13	榎戸	509-1	榎戸公民館	-20.9	-22.6	-22.0	-19.4	38.9002	38.8665
YM-14	八街	145-3	県立八街高等学校	-23.6	-25.3	-20.7	-20.9	40.1053	40.0725

※千葉県ホームページより

図7-2 千葉県地盤沈下状況1年間変動図

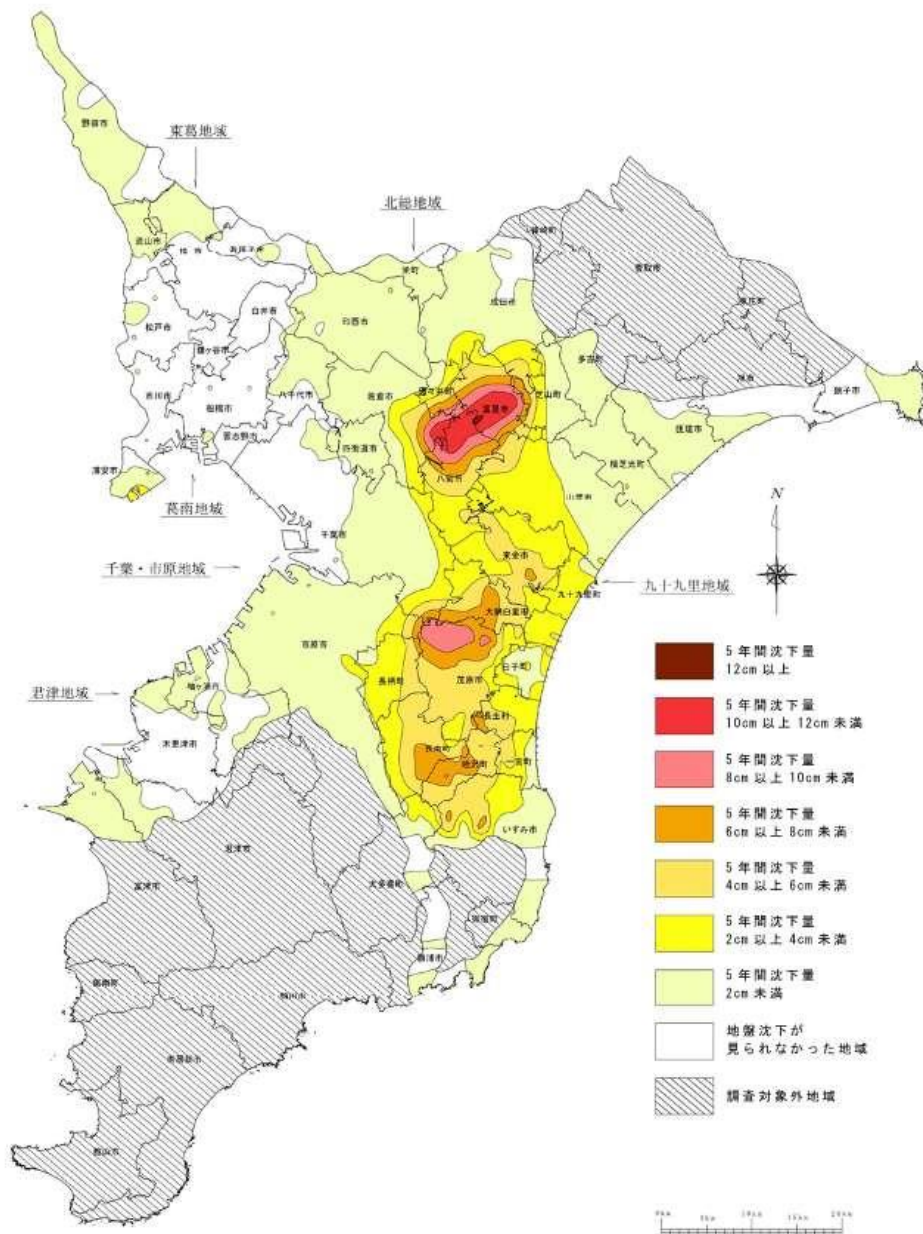
図1 令和5年 地盤沈下状況（1年間沈下量）
（令和5年1月1日～令和6年1月1日）



※千葉県HPより

図7-3 5年間累計の地盤沈下状況(5年間累計沈下量)
(令和元年1月1日～令和6年1月1日)

図2 5年間累計の地盤沈下状況(5年間累計沈下量)
(令和元年1月1日～令和6年1月1日)



※千葉県HPより

(1) 地下水の汲み上げ状況

表7-2 年度別揚水量の推移

(単位: m³)

年 度	29	30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間揚水量	3,595,980	3,063,810	2,739,325	2,823,640	2,925,475	3,170,755	3,415,670

表7-3 八街市における井戸本数(千葉県環境保全条例によるもの)

(令和6年4月1日現在)

区分ごとの 総量 用途		吐 出 口 断 面 積				計	
		19cm ² 以上		19cm ² 未満			
		事業場数	井戸数	事業場数	井戸数	事業場数	井戸数
工 業 用	一般	7	9	9	10	16	19
	工業用水道					0	0
建築物用	一般	5	5	3	3	8	8
	し尿処理場					0	0
水 道 用	水道事業	1	9			1	9
	専用水道等	15	16	19	29	34	45
農 業 用		219	240	86	86	305	326
そ の 他				7	17	7	17
合 計		247	279	124	145	371	424

1 地盤沈下の対策

(1) 地下水採取規制

地盤沈下対策には、地下水の保護及び適正な使用が必要であり、千葉県環境保全条例により規制されています。

本市では、昭和49年7月1日に地下水採取規制の指定地域となりました。

規制対象となるのは、ポンプの吐出口断面積(吐出口が2つ以上あるときはその断面積の合計)が6cm²(φ27.6mm)を超え、表7-4に示す特定用途に使用するものが該当します。

表7-4 特定用途

(1)	工業の用途
(2)	鉱業の用途
(3)	建築物用地下水としての用途
(4)	農業の用途
(5)	水道事業・簡易水道事業・専用水道事業・小規模水道事業の用途
(6)	工業用水道事業の用途
(7)	10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途

規制対象の揚水施設の設置は許可制であり、吐出口断面積の大きさにより市及び県の許可が必要です。

また、既設の揚水施設についても、ストレーナーの位置の変更、揚水機の取換え修理を行う場合も新設扱いとなります。

本市においては、ストレーナーの位置が250m以深及び吐出口断面積が21cm²以下という基準に適合しないと許可されません。

しかし、本市では、この技術上の基準に適合する深さにおいては使用できる地下水が存在しないことから事実上の全面規制となり、原則として揚水施設の新設はできないことになっています。

(2) 例外許可

揚水の新設において、上水道管の敷設がなく、地下水以外の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、使用期限、許可揚水量等の条件を付けて例外的に許可されることがあります。

但し、地盤沈下防止の重要性に鑑み、「例外許可」の範囲は最小限にとどめるものとします。

例外許可とは、表7-5に示すとおりです。

表7-5 例外許可

(1)	工業及び鉱業の用途のうち、専ら防災その他保安に係わる用途
(2)	建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途又は地震その他災害が発生したときの非常用
(3)	農業の用途
(4)	水道事業・簡易水道事業・専用水道事業・小規模水道事業の用途
(5)	工業用水道事業の用途
(6)	既設井戸の据替えて、廃止した井戸に係わる用途と同一用途

(3) 水利用の合理化

市では、限られた水源である地下水を有効に使い、少しでも地盤沈下を緩和するため地下水を使用している工場・事業場及び農家について、使用工程の見直しや再循環利用等により一層の使用削減に努めるよう指導しています。

さらに、地下水以外の水源の確保が可能になった場合に、その水源へ転換するよう指導しています。

また、一般家庭においても、節水を呼びかけています。

第 8 章 悪 臭

1 悪臭の現状

悪臭は、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、その被害は比較的一過性、局所的である場合が多いといえます。

悪臭に対する感覚は個人差があり、発生源も多種多様なため、悪臭物質の構成成分は数十万あるとも言われ、非常に複雑です。本市における悪臭苦情は、畜産関係、工場関係、商店関係等多岐にわたっており、その対策や規制も難しくなっています。

表8-1 悪臭に係る苦情件数

年 度	26	27	28	29	30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
件 数	2	0	1	2	0	1	1	1	7	7

2 悪臭の対策

昭和47年に施行された悪臭防止法は、悪臭物質として表7-2で示す12物質を指定し、さらに、平成5年9月に表7-3の10物質を追加しました。

また、同法の施行規則が平成6年4月に改正され、排出中の特定悪臭物質の規制基準の設定方法が平成7年4月より施行されました。

これらに定められている基準の範囲は、事業場の敷地境界線において、住民の大多数が悪臭による不快感をもつことがないような範囲で、表8-5で示す6段階臭気強度表示法による臭気強度で2.5～3.5に対応する濃度になっています。本市は平成3年11月26日付で悪臭防止法に基づく適用がうけられるようになりました。

本市では、用途地域においては、悪臭防止法で、その他の地域は市環境保全条例で規制しています。

市環境保全条例では、「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出または飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じずと認められない程度とする。」と定めています。

近年の宅地開発で、農村地域と住宅地域が混在化している地域では、畜産関係をはじめとする悪臭苦情が多く見受けられます。

市では、牛舎、養豚場、養鶏場などの畜舎から出る悪臭と、そこから排出されるふん尿等を肥料として畑等にまいた場合による悪臭の苦情が多く、これらの経営に対する技術指導等を進めています。

小規模な畜産の農家では、施設改善もなかなか出来ないのが現状ですが、その周辺の生活環境も守らなければなりません。

農業の振興と周辺環境の保全について、調和のとれた行政指導を進めています。

そのほかには、工場・事業場から発生する悪臭がありますが、これもその作業や工程を十分確認後、それに応じた悪臭防止対策の設置を指導しています。

更に、家庭生活においては、浄化槽、ごみといったものが悪臭の発生源になります。

これについても他人に迷惑をかけないように啓発に努めていますが、浄化槽の使用者は保守点検、清掃を定期的に行い、ごみの場合は定められた収集日に決められたごみを出す心づかいをしていただくことが悪臭防止の対策となります。

また、千葉県では、悪臭防止対策の指針として、三点比較式臭袋法による指導目標値を表7-6のとおり定めており、指導上の目安としています。

しかし、悪臭は全面的に解消することが難しいので、事業者には極力悪臭を出さないよう指導を行っています。

表8-2 悪臭防止法規制基準及び主な発生事業所

物質名	規制基準値の範囲 (単位 PPM)	主な発生事業場
アンモニア NH ₃	1～5	畜産農業、し尿処理場、鶏糞乾燥工場、 化学肥料製造業、下水処理場、化成場、 ごみ処理場
硫化水素 H ₂ S	0.02～0.2	畜産農業、化成場、でん粉工場、クラ フトパルプ製造業、し尿処理場、セロ ハン製造業、ごみ処理場
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005～0.07	畜産農業、化成場、複合肥料製造業、 魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等 フェザー処理場
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002～0.01	でん粉製造業、クラフトパルプ製造業、 し尿処理場、石油精製業、医薬品製造 業、ごみ処理場、下水処理場
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01～0.2	クラフトパルプ製造業、医薬品製造業、 石油精製業、ごみ処理場、し尿処理場、 下水処理場
二酸化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009～0.1	クラフトパルプ製造業、化成場、魚腸 骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、 下水処理場
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	0.05～0.5	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造 工場、酢酸ビニル製造工場、タバコ製 造工場、複合肥料製造工場
スチレン C ₆ H ₅ CHCH ₂	0.4～2	スチレン製造工場、ポリスチレン製 造加工工場、SBR製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	0.001～0.006	畜産事業場、化成場、でん粉工場
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COO H	0.001～0.01	畜産事業場、化成場、でん粉工場
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	0.0009～0.004	畜産事業場、化成場、でん粉工場
プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	0.03～0.2	脂肪酸製造工場、染色工場等

表8-3 追加10物質の概要

物 質 名	敷地境界における 規制基準の範囲 (単位ppm)	排出口に おける規 制基準	主要発生事業場	に お い
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5	悪臭防止 法施行規 則第2条 に規定す る方法に より定める	塗装工場、その他の 金属製品製造業、自 動車修理工場、印刷 工場、魚腸骨処理 場、油脂系食料品製 造工場、輸送用機械 器具製造工場等	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08			刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2			刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い
ノルマルバレールアルデヒド	0.009～0.05			むせるような甘酸っぱ い焦げた臭い
イソバレールアルデヒド	0.003～0.01			むせるような甘酸っぱ い焦げた臭い
イソブタノール	0.9～20		塗装工場、その他の 金属製品製造業、自 動車修理工場、木工 工場、繊維工場、そ の他の機械製造工 場、印刷工場、輸送 用機械器具製造工 場、鋳物工場等	刺激的な醗酵した臭 い
酢酸エチル	3～20			刺激的なシンナーの ような臭い
メチルイソブチルケトン	1～6			刺激的なシンナーの ような臭い
トルエン	10～60			ガソリンのような臭い
キシレン	1～5			ガソリンのような臭い

表8-4 測定方法の概要

物質の種類	分析方法	試料採取方法等	試料の調整等
アンモニア	吸光度法	10ℓ/minで5分間 ほう酸水溶液に捕集	捕集した溶液を直接 分析
塩化水素 メチルメルカプタン 塩化メチル 二酸化メチル	ガスクロマトグラフ法	5分間に一定流量で 採取袋に	試料濃縮管で濃縮
トリメチルアミン		10～20ℓ/minで 5分間ろ紙に吸着	ろ紙から一定量の 水に溶出させる
アセトアルデヒド		10ℓ/minで5分間 採取袋に	2, 4ジニトロフェニルヒドラ ジン+りん酸溶液に捕集
スチレン		採取容器に5分間 一定流量で採気	濃縮管で濃縮
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸 プロピオン酸		5ℓ/minで5分間 水酸化ストロンチウ ムを被覆したガラス ビーズに吸着	採取試料にぎ酸を 注入しキャリアー ガスで装置に導入

表8-5 6段階臭気強度表

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるか判る弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表8-6 三点比較式臭袋法による指導目標値

地 域		臭気口における臭気濃度	敷地境界における臭気濃度
住居系地域	第1種低層住居専用地域	500	15
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
工業・商店住居混在地域	近隣商業・商業・準工業、工業団地を除く未指定地域	1,000	20
工業系地域	工 業	2,000	25
	工業専用		
	工業団地		

三点比較式臭袋法による測定

三点比較式臭袋法による測定手順の概略は次の手順となる。

1 準備前
試料採取用の器材を準備するとともにパネルの手配をする。
2 試料採取
排出口又は環境での悪臭の試料を採取する。
3 官能試験
採取した試料を6人のパネルにより臭気の判断を行う。
4 臭気濃度算出
パネルによる臭気の判断結果を統計的に処理して臭気濃度を算出する。
5 後整理
器材の洗浄等を整理する。

第 9 章 廃 棄 物

1 ごみ処理の現状

(1) 概 要

本市のごみの排出量は、平成23年度の増加以降、近年の環境意識の向上により、減少しています。

また、平成10年度に嵩上げ工事が完了した最終処分場の残余年数が9年程度と見込まれたため、平成21年度から家庭ごみの分類を見直し、燃やせないごみとしてそれまで埋め立てていたプラスチック製容器包装、硬質プラスチック、小型家電製品を新たに分別収集し資源化を進めています。

令和5年度における市民1人当たりのごみ排出量は、851g／人・日、建設費(起債元本・利子)を含むごみ処理経費は、13,586円／人・年となっています。

今後は、ごみ分別に係る中間処理経費等を抑制するため、市民の皆様の協力を仰ぎ、市内、約1,900箇所のごみステーションにおけるごみ分別の更なる適正化に努めることにより、ごみ処理経費の削減を図りつつ、3Rの推進による循環型社会の構築を推進していきます。

平成14年12月から稼働開始したクリーンセンターの焼却処理施設



施設の概要

名 称	八街市クリーンセンター
所 在	八街市用草500番地他 地先
処理形式	ごみ焼却炉 全連続燃焼式ストーカ炉 灰 溶 融 炉 表面熔融式
処理能力	ごみ焼却炉 125t／日 (62.5t／日×2炉) 灰 溶 融 炉 13t／日
付帯設備	廃熱ボイラ・高温水供給設備・蒸気タービン

(2) 収 集

① 一般家庭

本市の家庭ごみの収集方法は、表9－1に示すとおり、大きく分けて10種類の区分により収集を行っています。

もやせるごみ、もやせないごみ、ペットボトル、ビン、カン、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、かん電池の8種類は指定ごみ袋に入れ、古紙は折りたたんでひもでしばるか、紙袋に入れるなどして、それぞれ決められた日に収集しております。

粗大ごみについては、市内を4地区に分け予約制による有料戸別収集を行っています。

② 事業所

工場や店舗など、事業活動に伴って排出されるごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

これらのごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業所が責任を持って処分しなければなりません。

市クリーンセンターでは、このうち「一般廃棄物」について、事業者自ら、若しくは表9－2に示す許可業者への委託により収集されたごみを有料で受け入れています。

③ 動物の死体

ペットとして飼っていた犬、猫などの死体については、有料で戸別収集を行い処理します。

なお、ペットはできる限り家庭で供養していただくようお願いしております。

また、道路や空き地などで死んでいる飼い主不明の動物については、市が回収処理しています。

(3) 処 理

収集されたごみは、市クリーンセンターに搬入していきます。(表9－3)

もやせるごみは、焼却処分し、もやせないごみは最終処分場へ埋立て処分しています。

また、ペットボトル、ビン、カン、プラスチック製容器包装、金物、小型家電、硬質プラスチック、かん電池、古紙については、リサイクルするために再資源化を行っています。

家庭ごみの分け方・出し方

【ごみは分別して指定袋に入れ、収集日の午前8時30分までにごみ収集場所に出してください】
 【※1回で出せる袋の量は他の方の支障にならないように、1世帯で5袋までお願いいたします】

八街市 クリーン推進課（クリーンセンター） 八街市用草500番地 ☎043-443-6937 clean@city.yachimata.jp

可燃ごみ	もやせるごみ (乳白色) (特大・大・小)		●台所の生ごみ(料理くず・残飯・卵の殻など) ※生ごみは、水切りを十分行う。 ●紙くず類(汚れた紙・紙・紙・紙) ●雑紙類(衣類・タオル・その他布類) ●落ち葉や刈り草 ●ゴム・革製品(バッグ類・くつ・ゴム草履・長ぐつ) ●ビニール類(ビニール袋・ラップ・ストロー) ●アルミ箔 ●ビデオテープ・カセットテープ ●プラスチック製容器包装のうす汚れた取れないもの ●剪定した庭木・枝・竹(竹については焼却炉内での暴発を防ぐため、半分に分けるか、節ごとに穴をあけてください。)は乾かし、長さ50cm、直径30cm程度に束ねて、ひとまとめにして出す。 ※1回に出せる量は、5束までです。量が多い場合や太さが10cm以上の庭木・枝・竹の場合はクリーンセンターへ問い合わせください。 ※枝以外の角材等は、雑草として、「もやせるごみ」の袋に入れる。直径が10cm以上のものがでる場合はクリーンセンターへ問い合わせください。 ※多量の場合はご連絡ください。現地確認いたします。
	剪定した庭木や枝		
	月・水・金曜日		
	カレン (緑色)		●ジュースやビールなどのスチール缶・アルミ缶 ●缶詰・菓子・粉ミルク・ペットフードなどの缶 ※中身が残っている場合は、取り除いて、水ですすいでから出してください。 ●使い切ったスプレー缶・エアゾール缶・カセットボンベなど ※スプレー缶やカセットボンベなどは、ガスを出し切ってから穴をあけてください。 ※ガス抜きや穴あけは、屋外で風通しが良く、火の気のない場所で行ってください。 ※穴あけ器はホームセンターや100円ショップで購入できます。
資源	ビン (黄色) 第4火曜日		●ジュース・清・調味料・ジャム・コーヒーなどのビン ※中身が残っている場合は、取り除いて、水ですすいでから出してください。 ※ビンのフタは、その材質により分別してください。
場所	プラスチック製 容器包装 (透明)		●プラマーク表示のあるプラスチック製の容器・包装 ・レジ袋・菓子やパンなどの袋・包装フィルム・食品トレイ・卵などのパック ・カップ麺やプリンなどの容器・ソースやジャム・などのボトル容器 ・ビンやペットボトルなどのふた・発泡スチロール・野菜や果物のアミ袋など ※食べ物のカスなどが付いている場合は、水ですすいで洗い流してから、水を切る。 ※うす汚れた取れないものは、「もやせるごみ」の袋に入れてください。
	ペットボトル (みず色) 第2・4土曜日		●PETマーク表示のあるジュース・お茶・飲料水・しょうゆなどのペットボトル ※水ですすいでから、つぶす。 ※ラベルとキャップは取り除き、「プラスチック製容器包装」の袋で出す。
	古紙		●新聞・チラシ ●雑誌類(雑誌(雑誌などの糊包みビニールは取り除き「もやせるごみ」の袋で出す。))パンフレット・カタログ類・週刊誌・単行本(表紙は取り除き「もやせるごみ」の袋で出す。)) ●段ボール(口引き段ボールは除く。下記表を参照) ●紙パック(牛乳などの紙パック内側が白いもの) ●雑紙(包装紙・菓子やパンなどの紙類・紙袋(ビニール等で加工していないもの)・名刺・封筒・コピー用紙はがき(庄紙はがきを除く)・トイレットペーパーやラップの芯など) ※上記の区分ごとに、束ねて折りたたみ、紙むきやビニールむきで十字にしばる。(ガムテープは使用不可)なお、小さな紙がみは、紙袋に入れられ、大まめの紙袋類やチラシ等で包み、ひとまとめに十字にしばる。(紙袋の持ち手部分が紙以外の場合は必ず取り除く) ※紙くずは、水ですすいでから、開いて、乾燥させてから出す。 ※匂い(香りがついた紙(粉洗剤や洗剤の紙類、石けんの包み紙など)、コピー用紙の茶色の包み紙、複写紙(裏面が赤・青・紫のカラー紙)、アクリルプリント紙、相紙、点字用紙、遺稿、米袋(半袋)、食品、食材などで汚れた紙(紙に汁などが入っていた紙類)と紙類のみの紙類(紙・紙・紙・紙)は、「もやせるごみ」の袋で出す。 ※口引き段ボールは、箱から出して「もやせるごみ」の袋で出す。(輸入野菜・水産加工品などの一部に使用され、一般的に段ボールより内側の色が薄い、他の口が付きやすい)
	再生ごみ	金物 小型家電 硬質プラスチック (紫色) 第2火曜日	
有害ごみ	かん電池 (オレンジ色) 蛍光灯		●かん電池 ●水銀体温計・温度計 ●電球 ●補助灯 ●小型充電式電池 ●ガスライター ※透明なビニール袋でも使用可 ※小型充電式電池(リチウムイオン電池、モバイルバッテリー、ゲーム機、電子たばこなど)、ボタン電池は、金属端子部をテープで絶縁して出してください。 ※ガスライターのガムテープやゴムなどを使用して、ガスを出し切ってから出してください。 ※ガス抜きは、屋外で風通しが良く、火の気のない場所で行ってください。 ●環形(丸い輪)・直管形(棒状)・球形の蛍光灯 ※蛍光灯は、ひとまとめに、製品の箱に入れて出してください。(ガムテープは使用不可) ※上記に分類できないもの ※不明な場合は、お問い合わせください。
	もやせないごみ (陶磁器・ガラス類) (赤色) 第2・5木曜日		●ガラス類(瓶・ガラス・レンズ・鏡・鏡・鏡) ●陶磁器類(茶碗・皿・鉢・木ばち) ●分解できない品物(カミソリ等) ※割れているものや危険なものなどは、けがをしないように新聞紙などで包んでください。
	不燃ごみ		
	クリーンセンターへ直接搬入...無料		
粗大ごみ	戸別収集...有料 (収集の依頼は、右の順序です)		受付日時 月曜日～金曜日：午前9時～11時45分/午後1時～4時15分 土曜日：午前9時～11時45分(日曜日・祝日を除く) ※ごみは分別し、中身が見える袋に入れて搬入してください。(他市町村の指定袋は使用不可) ①クリーン推進課(クリーンセンター)へ収集の予約をします。(1回の収集につき、3点まで) ☎043-443-6937 ②「粗大ごみ処理券A券(550円)」を購入します。1点につき、粗大ごみ処理券1枚が必要です。 ③粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼付し、自前の駐車場など収集車に積み込みやすい場所に当日の午前8時30分までに運んでください。 ※「粗大ごみ処理券A券」は取扱店(詳細はホームページ)で、市役所環境課、クリーン推進課(クリーンセンター)で購入できます。 ※多量粗大ごみ...引越などで家具類が多く出る場合は、クリーン推進課(クリーンセンター)へお問い合わせください。 ※1個が長さ60kg以上・長さ2m以上の粗大ごみは戸別収集できません。 ※八街市公式LINEから粗大ごみ収集予約もできるようになりました。 →
	★市で収集・処理できないごみ		●自動車・自転車・輪等(部品を含む) ●タイヤ ●バッテリー ●オイル ●灯油・ガソリン ●ガスボンベ ●消火器 ●土・石(プランターの土含む) ●農薬用ビニール・農薬 ●コンクリート・ブロック・レンガ ●断熱材 ●石膏ボード ●建築資材 ●電子ピアノなど ●スプリング入りのマットレス(分解した場合のみ受入可) ●フロンの入った電化製品
	★家電4品目		家電4品目については、自分で解体などせずに、家電リサイクル法に基づいて適正にリサイクルをお願いします。処分方法は以下の3つの方法があります。 ①買い換えをする小売店、または過去にその家電製品を購入した小売店に引き取り依頼をする。 → ※リサイクル料金(家電リサイクル券)が必要です。収集・運搬料金については、小売店へお問い合わせください。 ②自分下記指定回収場所へ問い合わせのうえ、直接持ち込む。 ※家電リサイクル券が必要です。郵便局で発券しています。 ③「日本通運(株)」に依頼して回収してもらう。 ※家電リサイクル券が必要です。郵便局で発券しています。 ※上記①②③ができない場合は、「粗大ごみの戸別収集」をご利用ください。 ※「粗大ごみの戸別収集」をご利用の際は家電リサイクル券、粗大ごみ処理券A券とB券の合計3種類の券が必要となります。 ※「粗大ごみ処理券A券・B券」は、市役所環境課または、クリーン推進課(クリーンセンター)で購入してください。 ※家電リサイクル券は、郵便局で発券しています。 ※リサイクル料金については、家電リサイクル券センター(RKC)へお問い合わせください。 ☎0120-319640 →
	★家庭用パソコン		次のいずれかで処分できます。 ・パソコンを無料回収できます。(ご家庭で使っていたものリネットジャパンリサイクル(株)からお申し込みください。 ☎05-0870-800 → ・パソコンメーカーが回収・リサイクルします。各製造メーカーに直接申し込みください。 ・製造メーカーが不明なものや自分で組み立てたものは、一般社団法人パソコン3大推進協会へお問い合わせください。 ☎03-5282-7685 →

△粗大ごみ処理券料金表△

A券	1点につき550円
エ	エアコン 1,430円
ア	テレビ 1,320円
ホ	冷蔵庫・冷凍庫 1,980円
セ	洗濯機・乾燥機 1,760円

表9-2 一般廃棄物処理業(事業系一般廃棄物収集運搬業)許可業者一覧表

許可番号	業 者 名	電 話 番 号	住 所
八 許 第 1 号	(有)八街環境	043-442-0629	八街市八街に61-1
八 許 第 3 号	(株)環境美装	0476-93-5246	富里市七栄533-78
八 許 第 5 号	(有)藤乃木総業	043-443-1076	八街市大木672-127
八 許 第 6 号	共同リサイクル(株)	0476-35-2635	成田市三里塚光ヶ丘1-862
八 許 第 12 号	(株)ダスティ	043-257-7877	千葉市花見川区犢橋町1688番地
八 許 第 13 号	(株)北辰産業	043-489-7969	四街道市四街道1544-2
八 許 第 16 号	(株)富里興業	043-445-5979	八街市勢田476-2
八 許 第 27 号	島田商事(有)	043-496-7537	印旛郡酒々井町酒々井1688-3
八 許 第 29 号	(株)コーヨーテクノ	047-488-9188	八千代市島田台1190-10
八 許 第 31 号	(有)クリーン事業	043-286-8688	千葉市稲毛区長沼原町279-8
八 許 第 32 号	(株)北総フォレスト (※枝木限定)	0476-80-5211	印西市岩戸3298-1

※令和6年3月31日現在

表9-3 ごみ処理実績(平成26年度～令和5年度)

(単位:t)

年度	人口(人) (10月1日現在)	収 集 ご み								事業系 (有料)	一般持込 (無料)	その他	計
		可燃	不燃	ペット	ビン	カン	プラ	古紙	粗大				
26	73,361	13,482	458	190	413	258	421	801	42	4,365	3,654	344	24,428
27	72,861	13,389	461	183	420	236	411	740	50	4,407	3,648	351	24,296
28	72,196	13,449	435	184	413	238	409	1,029	46	4,239	3,556	276	24,274
29	71,442	13,236	398	186	394	238	402	971	49	3,964	2,764	446	23,048
30	70,527	13,086	319	198	375	233	392	905	51	3,443	2,638	656	22,296
31	69,649	13,475	300	207	369	233	400	884	54	3,612	2,925	770	23,229
2	68,632	13,475	231	222	369	247	419	957	70	3,396	3,146	778	23,310
3	67,894	12,960	185	225	343	287	415	890	56	3,382	3,081	421	22,245
4	67,570	12,858	135	227	353	211	405	819	50	3,515	2,824	307	21,704
5	67,074	12,331	130	231	330	214	390	764	42	3,438	2,625	338	20,833

2 ごみ処理の対策

(1) ごみの減量

① 減量化

広報やホームページの掲載、SNS、施設見学等を通して、市民のごみの分別に対する意識を高め、燃やせるごみの中から雑がみを古紙として分別し資源化することで、燃やせるごみを減らしていきます。

また、埋め立てを行っている最終処分場の延命化を図るため、燃やせないごみの袋に混入されやすいプラスチック製品や鉄製品を資源ごみとして分別し、埋め立てごみを減らしていきます。

どうしたら減らすことができるか

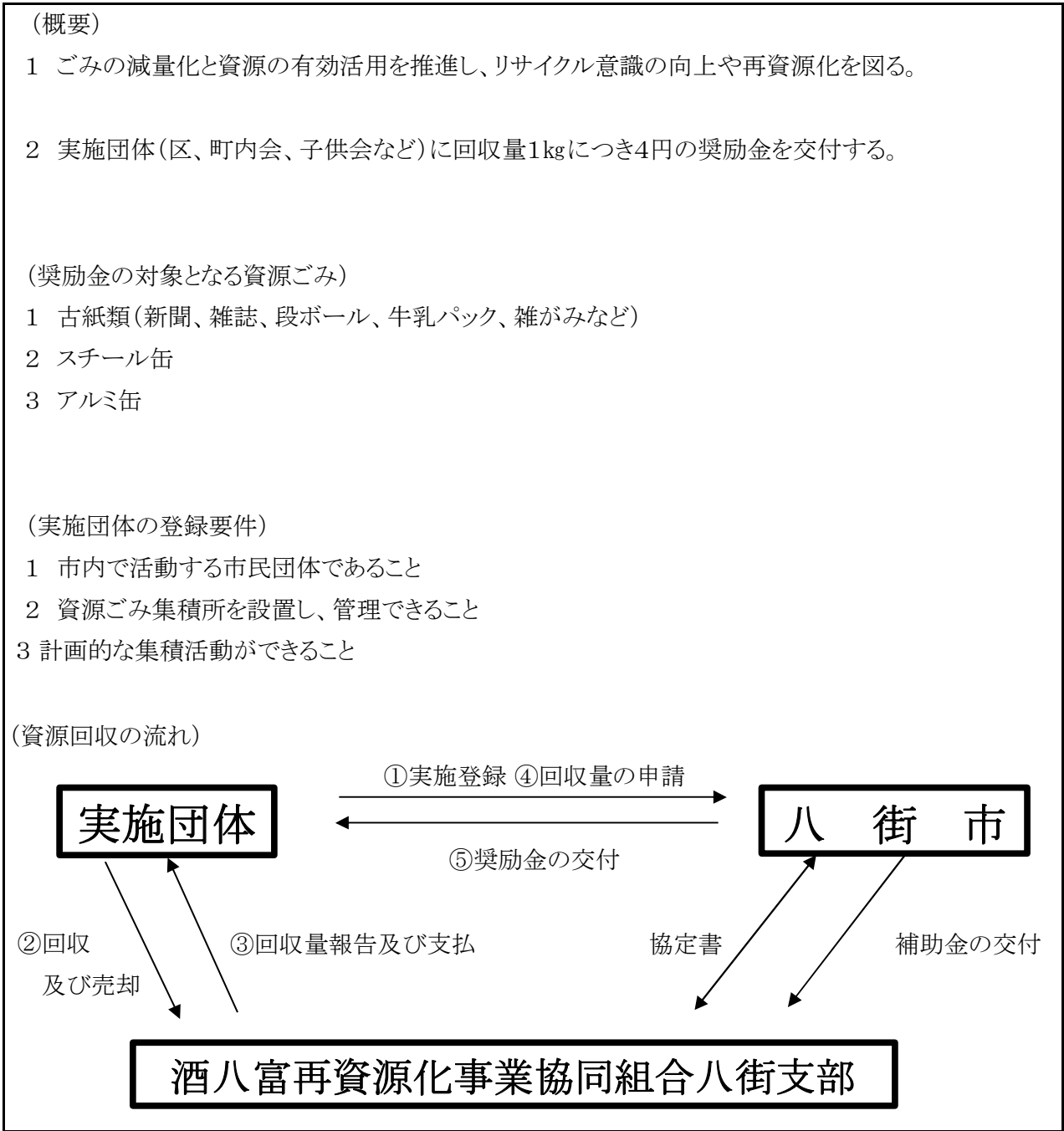
- 新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみは古紙として出す
- 料理は、食べ残さないように適量を作る
- 引き取り可能なビン類は、返却する
- 流しの生ごみは、水をよく切ってから出す
- 無駄な包み紙は断る
- 生ごみ等は、たい肥化し利用する
- 資源ごみを再生利用する

② 資源回収

資源回収とは、古新聞や雑誌、ジュースの缶、などをごみとして捨てるのではなく、資源物として回収し、ごみの再資源化を図ることです。

市では、表9-4に示すとおり奨励金制度を設け資源の有効活用を推進しています。

表9-4 資源回収実施奨励金



(2) 処理体制の充実

ごみを適正に処理するためには、収集、運搬、処分とそれぞれの体制を充実させることが必要なことから、市ではこれまで焼却場の建設や最終処分場の整備を行ってきました。

現在の最終処分場は平成10年度に嵩上げ工事が完了し、平成11年4月から埋立てを開始するとともに、次世代社会を見据えた環境保全機能を備えた高度ごみ焼却処理施設として建設され平成14年12月から本稼働を開始しました。

しかしながらいかなる処分場であっても、埋立て可能な量は限られていますので、一人ひとりが収集処分する側の身になって、ごみの減量化や分別収集に協力していかねばなりません。

市ではこれからも、効率的で正に処理でき適るような体制づくりを進めていきます。



八街市一般廃棄物最終処分場

(3) ポイ捨て対策

「八街市さわやかな環境づくり条例」いわゆるポイ捨て禁止条例が平成10年11月1日から施行され、空き缶や空きびん・たばこの吸い殻などの投げ捨て、飼い犬のふんの放置が禁止されました。

この条例は市民、事業者、土地所有者、占有者、八街市を訪れる人すべてが対象になり、ごみのポイ捨てをすると2万円以下の罰金を科されることがあります。

空き缶や空きびんの投げ捨ては、街を汚すだけでなく、大変危険です。

また、たばこの吸い殻の投げ捨ては、火災原因にもなりますので、絶対にしないでください。

「八街市さわやかな環境づくり条例」を中心に市と市民、事業者、土地所有者等が一体となって、清潔で美しいまちづくりを進めます。



不法投棄現場

(4) 不法投棄の防止

一部の不心得者のために道路、空き地、山林等にごみが絶えません。不法投棄されるごみは、建築資材、商店ごみが多く、家庭からの一般ごみもかなりあります。

悪質なものになると、夜中にダンプカーで運搬し、空き地や山林に捨てていくものもあります。

そこで、市では、不法投棄等の不適正処理の防止と適正処理を図るため、平成4年4月1日より不法投棄監視員制度を設け、監視及び啓発を連携強化しております。

また、通報やパトロールで投棄者が判明した場合には、指導等を行っています。

しかし、不法投棄は、投棄者を見つけることが難しい場合が多く、一度誰かが捨てると、そこがごみの投棄場所になってしまいます。

最終的には土地所有者に管理の徹底をお願いするとともに、場所によっては柵や塀を設置していただくよう指導しています。

市は、ごみの適正な処理を維持するため市の「ごみ収集カレンダー」裏面に「家庭ごみの分け方・出し方」を掲載して各家庭に配布しています。

さらに、定期的なパトロールの強化、立看板の設置等をし、よりよい環境づくりに努めています。



3 し尿の現状

(1) し尿処理

市のし尿については、印旛衛生施設管理組合(佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町で組織している。)で、し尿及び浄化槽汚泥処理に関する業務を、昭和38年から共同で実施しています。

同組合は平成15年3月から新しい処理施設が稼働しています。

稼働能力は、し尿処理施設が43KL/日、汚泥処理施設が152KL/日です。

なお、同組合の処理施設の概要は表8-5、八街市の汚泥の収集・運搬機材は表8-6のとおりです。

表9-5 浄化槽汚泥の処理施設概要

1. 処理能力	生し尿 43KL/日 浄化槽 152KL/日 合計 195KL/日
2. 処理方法	主処理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：砂ろ過・活性炭吸着 汚泥処理：脱水・堆肥化 脱臭処理：生物脱臭・薬液洗浄・活性炭吸着

表9-6 八街市における汚泥の収集・運搬機材

車種	3.0KL	3.4KL	3.5KL	3.6KL	3.7KL
台数	4	1	3	0	2

(2) し尿収集

本市のし尿汲み取り及び浄化槽の清掃については、市が許可した2業者が行っています。

地域別の汲み取り及び清掃業者は表9-7のとおりです。

表9-7 地域別し尿汲み取り及び浄化槽の清掃業者

地 域	行 政 区 域	し尿汲み取り及び浄化槽の清掃業者名(連絡先)
北部地域	一区、二区、五区、七区、朝日、富山、文違、住野、榎戸、大関、真井原、西林、泉台、みどり台、藤の台、ライオンズガーデン、喜望の杜、八街榎戸学園台	(株)五十嵐商会 八街市八街は10-35 TEL 443-4676
南部地域	三区、四区、六区、大東、夕日丘、四木、滝台、沖、山田台、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、吉倉、砂、上砂、希望ヶ丘、ガーデンタウン	大成企業(株) 八街市八街は371-9 TEL 443-3231

表9－8 令和5年度 し尿等処理実績(令和5年4月～令和6年3月)

(単位 kl)

月	大 成 企 業			五 十 嵐 商 会		
	生し尿	浄化槽		生し尿	浄化槽	
		単独	合併		単独	合併
4月	118.22	98.61	473.05	95.38	471.48	131.44
5月	113.11	88.11	542.91	87.13	487.80	202.99
6月	118.27	110.07	524.62	102.25	460.88	159.33
7月	101.38	137.28	608.46	76.34	458.24	105.36
8月	104.30	121.59	423.95	95.12	489.91	146.63
9月	110.52	79.45	425.77	92.36	396.43	168.58
10月	113.21	72.89	511.16	101.50	458.50	176.76
11月	112.92	88.82	450.41	92.00	355.72	218.97
12月	121.54	75.90	494.79	109.30	239.27	259.35
1月	97.99	79.44	451.31	89.19	221.19	201.19
2月	104.96	76.69	396.26	89.79	336.62	172.72
3月	108.46	98.27	801.99	83.56	359.33	239.27
計	1324.88	1127.12	6104.68	1113.92	4735.37	2182.59

(3) 浄化槽

合併浄化槽の令和5年度末現在の把握基数は12,827基です。

規模別では、処理対象人員が10人以下のいわゆる家庭用浄化槽が大部分を占めています。

また、第5章 水質汚濁 で記述しましたが、家庭用小型合併処理浄化槽設置の補助制度がありますので、これを利用していただくよう指導しています。

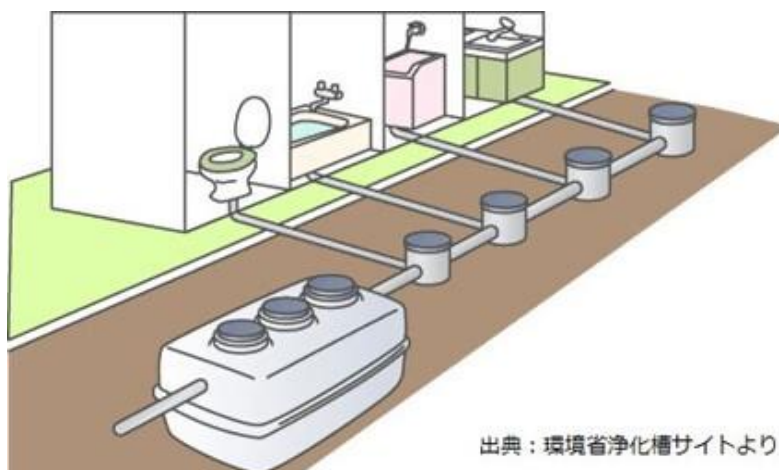
今後は、下水道の普及により、接続できる地区では、設置基数は減少してきますが、下水道認可区域外では、増加していくものと思われます。

なお、浄化槽の設置等の手続き及び設置基準、関係者の責務等については、浄化槽法のほか、各関係法令並びに千葉県浄化槽取扱指導要綱により定められています。

表9－9 浄化槽規模別設置状況(令和5年度)

規 模 別	単 独 浄 化 槽	合 併 浄 化 槽
10人以下	-24	132
11人～ 20人	0	4
21人～ 50人	0	5
51人～ 100人	0	1
101人～500人	0	4
500人以上	0	1
計	-24	147

〈浄化槽台帳より〉

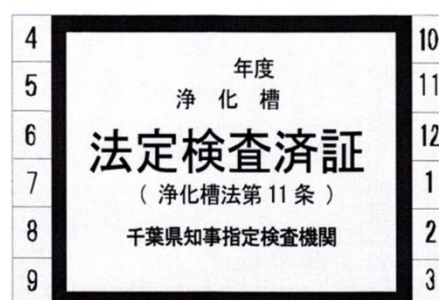


出典：環境省浄化槽サイトより

浄化槽の使用者は、浄化槽法により年1回の法定検査が義務づけられています。
法定検査は毎年必ず受けて早期に不適正箇所を発見し改善しましょう。

表9－10 浄化槽検査手数料

人槽区分	種 類	法第11条検査	
	法第7条検査	定期検査	
	設置後の水質検査	単独浄化槽	合併浄化槽
10以下	10,000円	5,000円	5,000円
11～20	14,000円	8,000円	10,000円
21～50	15,000円	9,000円	11,000円
51～100	18,000円	12,000円	14,000円
101～300	20,000円	14,000円	16,000円
301～500	22,000円	16,000円	18,000円
501以上	26,000円	20,000円	22,000円

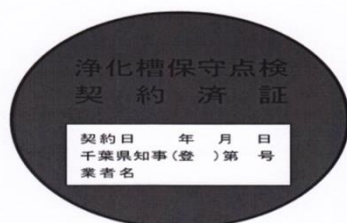


法定検査済証

浄化槽の保守点検は、機械の点検・調整、スカム・汚泥の状況確認や消毒剤の補充などを行います。
保守点検に必要な専門的知識・技術及び器具機材がない場合は、県条例に基づき千葉県知事の登録を受けた業者に設置者が直接委託してください。

また、浄化槽の清掃は、市が許可した清掃許可業者に依頼することになります。

なお、市の許可を受けた業者は、表8－7に示したとおりです。



浄化槽保守点検契約済証



浄化槽清掃済証

4 し尿の対策

(1) 浄化槽の保守点検及び清掃の徹底

浄化槽は、保守点検や清掃を怠ると水質汚濁や悪臭など公害の発生原因になります。

快適な日常生活を営むためにも、正しい知識を持ち、適正に取り扱う必要があります。

そのため市では、浄化槽の維持管理に対する啓蒙に努めるとともに、指導を行っています。

表9-11 保守点検の回数

単独浄化槽（みなし浄化槽）

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
全ばっ気	処理対象人員が20人以下	3月
	処理対象人員が21人～300人以下	2月
	処理対象人員が301人以上	1月
分離接触ばっ気、 分離ばっ気、単純ばっ気	処理対象人員が20人以下	4月
	処理対象人員が21人～300人以下	3月
	処理対象人員が301人以上	2月
散水ろ床、平面酸化床、 地下砂ろ過		6月

合併浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
分離接触ばっ気、 嫌気ろ床接触ばっ気、 脱窒ろ床接触ばっ気	処理対象人員が20人以下	4月
	処理対象人員が21人～50人以下	3月
活性汚泥		1月
回転板接触、 接触ばっ気、 散水ろ床	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する	1週
	② スクリーン及び流入調整タンク又は流入調整槽を有する(①を除く)	2週
	①、②以外	3月

〈※ 上記以外の処理方式の場合は、メーカー指定の回数で点検〉

※ 使用にあたっては、次のことに注意してください。

1 プロアー（モーター）の電源を切らないこと

ばっ気型の浄化槽は空気を好む微生物を繁殖させるため、常時プロアーを作動させ、空気を送りこんでいなければなりません。また、腐敗タンク方式の場合は、通気口をふさがないでください。



2 劇薬や洗剤の使用は避けること

便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。

便器掃除は、なるべく早めにぬるま湯や薄い石けん液で行ってください。



3 水はきちんと流すこと

洗じょう水は、1日1人につき50Lは必要です。小用の場合にもきちんと流すように心がけてください。



4 トイレットペーパーを

必ずトイレットペーパーを使用するようにしてください。水に溶けない新聞紙タバコの吸いがら、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に投げ入れないでください。



5 浄化槽の上部又は周辺には、物を置かないこと

機能、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。



6 故障や異常が発生した場合は…

異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまったりした場合等には直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。

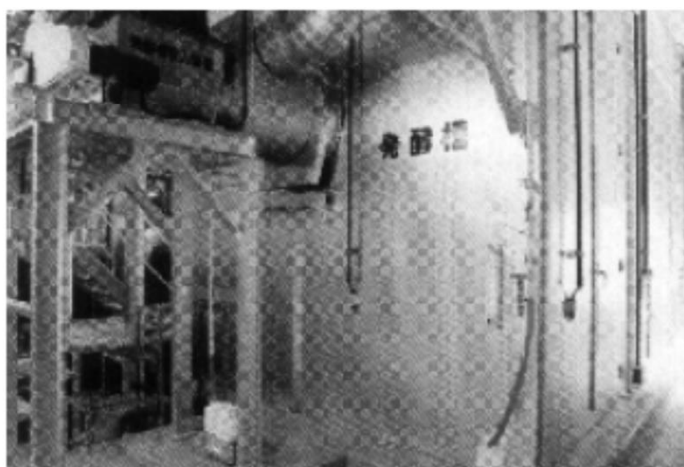
(2) 汚泥の処理

し尿処理過程で発生した汚泥(余剰汚泥)は、一般に脱水して埋立て等により処分をしますが、印旛衛生施設管理組合では脱水汚泥を発酵させ有機肥料として製品化し、再利用しています。

○ 印旛衛生施設管理組合有機肥料化施設

処理能力 し尿余剰汚泥16.2m³/日(含水率85%)

処理方法 好気性発酵方式



有機肥料製造途中(発酵槽)

5 産業廃棄物の現状と対策

(1) 概 要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、建設廃材、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチックなどの19種類が定められています。

これらは、事業者自らが適切に処理するか、県の許可した産業廃棄物処理業者に処理してもらう方法がありますが、総排出量が年間数億トンと言われており、質的にも多種多様で不適正な処理がなされると環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるため、厳しい規制が行われています。

表9-14

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃廃棄物、その他の焼却かす
	2. 汚でい	排水処理後のでい状のもの、各種製造業の製造工程で排出されたでい状のもの、活性汚泥法による余剰汚でい、ビルピット汚でい、カーバイトかす、ベントナイト汚でい、洗車場おでいなど
	3. 廃油	鉱物性油、動物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤タールピッテウェスなど
	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機廃酸など、すべての酸性廃液
	5. 酸アルカリ	写真定着廃液、廃ソーダ、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤも含む)など固形状液状のすべての合成高分子系化合物、発泡スチロール、写真フィルム、ペットボトル、ビニール、プラスチック製品など
	7. ゴムくず	天然ゴムくず
	8. 金属くず	鉄くず、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、空き缶、スチール机、ロッカーなど
	9. ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、(ビン類)、耐火レンガくず(工作物でない物)、陶磁器くず、石膏ボード、アスベスト及びアスベストのコンクリート固化物など
	10. 鉱さい	鋳物廃砂、高炉、平炉、電気炉、など溶解炉のかす、ボタ、不良切開、粉灰かすなど
	11. コンクリートの破片等	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスベストコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	13. 紙くず	PCBが塗布されているもの
特定の事業活動に伴うもの	14. 紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷、加工業から生ずる紙、板紙のくずなど
	15. 木くず	①建設業に係るもの(工作物の除去に伴って生じたものに限り) ②木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など
	16. 繊維くず	衣服その他の繊維製品製造業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	17. 動植物性残渣	食品製造業、衣料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿(畜産類似業も含む)
	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20. 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物

特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類等
	廃酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等
	特定有害産業廃棄物 廃PCB、PCB汚染物	PCBが塗布された紙くず、PCBを含む廃油、PCBが封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
	廃石綿等	建築物から除去した石綿、石綿含有保温剤、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等
	有害産業廃棄物	有害物質が厚生労働省で定める埋立の判定基準に適合しないもの

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。

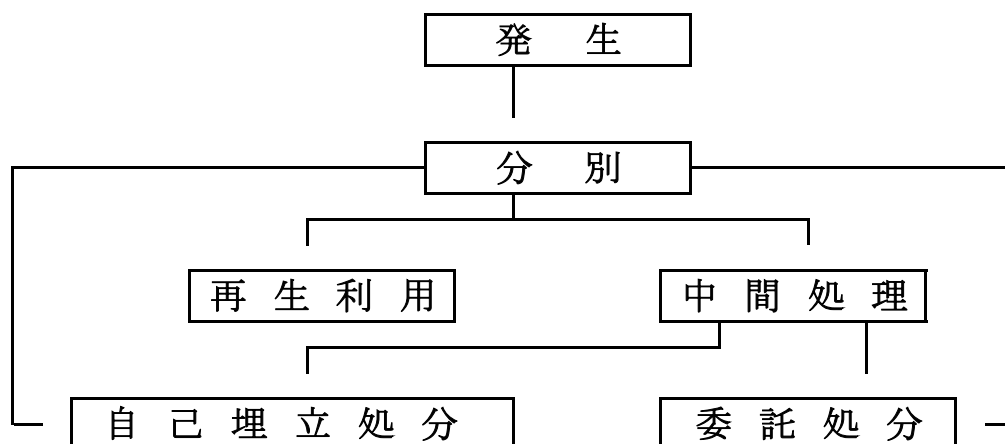
- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂やその他これに類するもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出されたもの
- ⑤ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 事業者の処理責任

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。(排出者責任の原則)
- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。(自己処理責任の原則)

図9-2

廃棄物処理の流れ



(3) 処理の基準

産業廃棄物の処理とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち廃棄物の「分別」、「保管」、「収集」、「運搬」、「発生」及び「処分」までの一連の流れの行為をいいます。

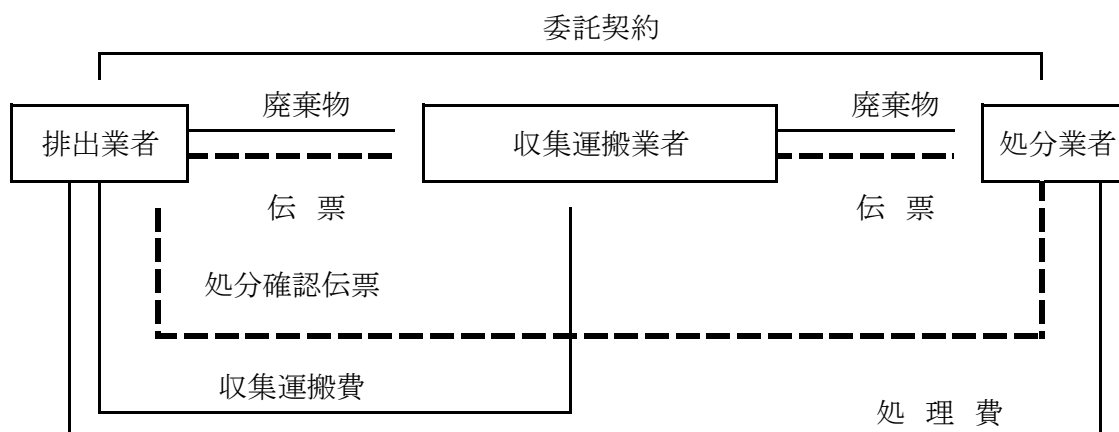
- ① 保管の基準 …… 保管施設により行い、飛散・流出・地下浸透・害虫・悪臭の発生などないようにしなければなりません。
- ② 収集・運搬の基準 …… 飛散・流出しないようにし、悪臭が漏れることのない運搬車・運搬容器等を用いなければなりません。

(4) 処理委託の手順

排出事業者が自ら処理することが原則ですが、やむを得ず委託する場合は次の手順で委託処理を行います。

なお、産業廃棄物処理業者に一般廃棄物の処理等の委託はできません。

図9-3 委託処理の流れ



(5) 対策

現在、八街市には、中間処理施設が7箇所あり、事業を実施しています。

市では、これら処理施設の管理等適正に行われているか監視するとともに、収集運搬業者に対しても適正な処分場に運搬するよう指導しています。

今後もパトロール等を強化し、よりよい環境の保全に努めていきたいと思います。

しかし、増え続ける廃棄物に対して、処分する場所が無いという苦情が増えており、今後は「適正な処分場の確保」という課題が生じてくる傾向にあります。

第10章 環境衛生

1 衛生害虫駆除

ハエ、蚊等の害虫を駆除するためには、発生源で絶滅させることが大切です。特に夏季は、ハエ・蚊等の害虫が活躍する時期なので、官民一体となって衛生的な住みよい環境づくりが必要となります。

2 食品衛生

食中毒を引き起こす食中毒菌には、「サルモネラ菌」「腸炎ビブリオ菌」「病原性大腸菌（O-157）」「カンピロバクター」などがありますが、最近「ノロウイルス」による食中毒が冬に多発しています。

このように食中毒菌は、卵・魚介類・野菜及びその加工品などに付着して、多種にわたり発生しています。

食中毒を未然に防ぐには、食中毒予防の三原則である、食中毒菌を「つけない・ふやさない・やっつける」この三原則をきちんと守ることによって、食中毒は予防できます。

千葉県では、食中毒が比較的発生しやすい夏季（6月～9月）に食中毒注意報を発令し、注意喚起をおこなっているほか、食中毒について周知をおこなっています。

本市においても、食中毒についてHP等で市民に対して注意を促しています。

腸炎ビブリオ菌食中毒予防のポイント

○ 水洗いが一番！

真水に弱いので、鮮魚介類は流水でよく洗ってから保存・調理をしましょう。

○ 調理器具は魚専用のものを！

二次汚染防止のため、包丁、まな板、ふきんなどは魚専用を決めて使用しましょう。

○ 調理器具は洗浄・消毒が大切！

熱に弱いので、使用後は洗浄・消毒・乾燥を十分にしましょう。

○ 保存は冷蔵庫で、できるだけ5℃以下に！

殖えるのが早い菌なので、生食用魚介類は、わずかな時間でも必ず冷蔵保存しましょう。冷蔵庫内では、他の食品とくっつけないのが大切です。

3 動物愛護

犬による危害・被害が年々増加しています。動物も家族の一員、愛情と責任をもって育ててもらうため、動物を飼っている方は次のことを守ってもらうよう啓発しています。

- 登録と狂犬病予防注射は必ず受けましょう！
- 放し飼いは絶対にやめましょう！
- 避妊・去勢をすることをおすすめします！
- 捨て犬・捨て猫はいけません！
- 一度飼ったペットは最後まで飼いましょう！

表10－1 狂犬病関係処理状況(登録犬の注射頭数:集団・個人)

年 度	26	27	28	29	30	元(31)	2	3	4	5
頭 数	3,363	3,275	3,072	2,934	3,049	2,904	2,421	2,549	2,920	2,805

第11章 緑地保全

1 緑地保全の現状

本市は、74.94km²の面積を有していますが、このうち山林が9.25km²、原野が1.01km²です。

現在は、住宅や事業場など各地で開発が行われ、やむなく山林や原野が削られ、豊かな緑が失われつつあります。

本市の山林の多くは、台地と谷津田の境界にある斜面樹林で、そのほかに南部地域に防風保安林として畑をとりまく形で点在しています。

また、市街地の緑地保全として、中央公園、けやきの森公園のほか八街駅北口駅前、泉台、みどり台に都市公園が設置されています。

表11-1 公園緑地等の状況

区 分	箇所数	面積
都市公園	13箇所	5.53ha
児童遊園	14箇所	1.83ha
緑地	11箇所	5.16ha
保安林	5地区	185.50ha
計	43箇所	198.02ha



2 緑化の推進

(1) 開発行為における緑の保全

市内で0.3ha以上の宅地造成をする場合は公園・緑地又は広場を3%以上確保し、整備しなければならないことになっています。

(2) 緑地保全の対策

緑地帯の多くを占めている斜面樹林地は、農業用地(台地側は畑、谷津側は水田)と相まって貴重な自然景観を形成しているため、今後もその保全を図っていくほか、大規模な屋敷林、社寺林等は、史跡、郷土景観を構成する緑地として保全しなければなりません。

①スポーツ・レクリエーション施設等の場においても、緑を多く取り入れることにより、潤いを与えるとともに、避難系統の配置を確立します。

②公園等の整備では、火災の延焼防止や災害時の一時避難場所としての防災機能を持たせた街区公園や近隣公園の整備をすすめていきます。

③工場等の緑地は、騒音・振動・粉塵等の公害に対する緩衝帯の役割をにないますので、緑化を推進していく必要があります。

④住民の皆さんに対しても緑化運動を推進し、ボランティア活動、緑化意識の啓発、啓蒙に努めます。

(3) 緑の愛護・育成

一口に「緑化」といっても特別難しい事をしなければならない訳でなく、私たち一人ひとりが身近な緑を守り育てていくことが大切です。

狭い庭や室内でも工夫しだいで緑をふんだんに取り入れることができます。快適で潤いのある生活をおくるうえで、身近な緑化が今後の大きな課題です。

資料編

1 八街市環境保全条例概要

目 的

この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

事業者の責務

事業者は、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の低下、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力し、そのための努力を怠ってはなりません。

基本的施策

市は、公害の防止に関する施策に係る総合的な計画を策定し、これを達成するために必要な措置を講じなければなりません。

他の地方公共団体に協力を求め公害の発生原因、発生状況についての監視調査及び研究等を共同で行うよう努めます。

また、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害防止の思想を高めるように努めなければなりません。

規制基準

ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の低下、地盤沈下、悪臭等に対し、それぞれの規制基準を定めていますので、事業者は基準を遵守しなければなりません。

また、規制で定めるところにより、その量等を測定し記録しておかなければなりません。

特定施設の届出

工場または事業場に設置される機械及び施設のうち、規則で定める特定施設を設置しようとする者は、必要事項を記載し、市長に届出なければなりません。

特定作業の届出

規則で定める特定作業のうち、業として行われる作業をしようとする者は、必要事項を記載し、市長に届出なければなりません。

特定建設作業の届出

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるものは、届出なければなりません。

拡声器使用の制限

拡声器の使用方法・時間帯について規則で定めています。

深夜営業時間の制限

深夜における騒音を規制し、基準を定めています。

改善勧告・命令

上記の規制基準に適合しない事業場等に対しては、市長は改善勧告・改善命令をすることができます。

2 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

八街市における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等に関する規制その他必要な事項を定め、もって市民生活の安全の確保と良好な生活環境の保全を図ることを目的として、平成17年6月1日から施行されました。

市では、適正な埋立て等を実施するため、次のように土地所有者及び工事施工者に対し周知していただけるようお願いしています。

どんなときに・・・

500平方メートル以上の土地の埋立て、盛土、たい積を行う場合は、市長の許可が必要です。
事前に手続きをして許可を受けてください。

土地所有者のみなさまは・・・

土地を埋立てさせてほしいと言われた場合、事前に計画の内容について依頼者から十分説明を受け、産業廃棄物の投棄でないことを確認し、土地使用の同意をしてください。

市民の安全及び良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じ、苦情・紛争等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければなりません。

施工者は・・・

事業区域及びその周辺地域の排水施設の整備をしなければなりません。

土砂等の流出・崩壊等の防止のための安全対策をしなければなりません。

みだりに人が立ち入るのを防止できるよう、塀・柵を設け、事業施工標識を立てなければなりません。

その他周辺地域の環境保全・防災・安全対策を講じなければなりません。

違反すると・・・

許可の取消や事業施工の休止を命ぜられます。

1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

3 環境行政のあゆみ

年 月 日	内 容
昭和 38・4・1	佐倉市、四街道市、酒々井町、富里町及び八街町で、印旛衛生施設管理組合を設立
38・10・1	千葉県公害防止条例施行
42・8・3	公害対策基本法施行
43・12・1	大気汚染防止法施行、騒音規制法施行
44・1・1	千葉県犬取締条例施行
45・9・1	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定 (印旛沼が指定湖沼となる)
45・9・28	千葉県公害防止条例施行規則施行
46・6・24	水質汚濁防止法施行
46・8・28	印旛沼水質保全協議会設立
47・5・31	悪臭防止法施行
47・8・2	千葉県環境行政連絡協議会設立
47・9・29	大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例施行(県)
47・10・5	八街町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
47・10・5	八街町公害対策審議会設置
47・10・17	印旛地区環境行政連絡協議会設立
47・11・1	八街町公害防止条例施行
48・4・12	千葉県自然環境保全条例施行
48・7・31	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を県告示(作田川)
49・7・1	千葉県公害防止条例地下水採取規制の指定地域となる
49・7・29	八街町公害防止条例施行規則施行
50・1・21	水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定を県告示(鹿島川)
51・7・1	水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例規制(県)
51・12・1	振動規制法施行
56・4・1	河川水質調査を開始
56・6・1	千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱施行
57・4・1	印旛沼水質管理計画策定
59・3・2	騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域となる
59・3・27	湖沼の窒素及びりんに関する環境基準に基づき印旛沼の水域類型を指定
59・7・27	湖沼水質保全特別措置法制定
59・11・20	財団法人印旛沼環境基金設立
59・12・23	印旛沼流域を湖沼水質保全特別措置法に基づく地域指定適用
60・1・30	美しい作田川を守る会設立
60・3・29	水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定を県告示(高崎川)
60・4・1	八街町クリーンセンター焼却施設稼働開始
62・3・1	八街町家庭雑排水総合計画策定
62・6・18	産業廃棄物最終処分場設置の反対宣言

年 月 日	内 容
昭和 62・10・27	八街町家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱施行
平成 元・1・10	千葉県地下水汚染防止対策指導要綱施行
元・4・1	八街町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行
元・11～12	町内全域にわたる地下水汚染調査実施
2・12・27	窒素酸化物環境実態調査開始
3・3・1	八街町家庭雑排水総合計画(見直し)策定
3・4・1	ごみの収集・運搬業務を委託
3・4・1	簡易焼却炉購入補助制度施行
3・9～10	町内全域にわたる地下水汚染調査実施
3・11・26	悪臭防止法に基づく地域指定適用
4・4・1	市制施行
4・4・1	ごみの減量化と再資源化(リサイクル)事業開始
4・4・1	八街市不法投棄監視員設置要項施行
4・12	八街市環境白書創刊
5・9～10	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
5・11・12	環境基本法成立
5・12	八街市環境白書第2号刊行
6・4・1	市内に大気監視局設置
6・12	八街市環境白書第3号刊行
7・4・1	千葉県環境基本条例施行
7・9～10	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
7・10・1	千葉県環境保全条例施行
7・12	八街市環境白書第4号刊行
8・12	八街市環境白書第5号刊行
9・9～10	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
9・12	八街市環境白書第6号刊行
10・3・31	簡易焼却炉購入補助制度廃止
10・4・1	八街市環境基本条例施行
10・6・1	八街市小規模埋立て事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行
10・11・1	八街市さわやかな環境づくり条例施行
10・12	八街市環境白書第7号刊行
11・11～12	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
11・12	八街市環境白書第8号刊行
12・12	八街市環境白書第9号刊行
13・4・1	八街市浄水器設置費補助金制度施行
13・4・1	生ごみ処理機購入補助金制度施行
13・9	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
13・12	八街市環境白書第10号刊行
14・12	八街市クリーンセンター新焼却処理施設稼働開始

年 月 日	内 容
15・1	八街市環境白書第11号刊行
15・9	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
16・2	八街市環境白書第12号刊行
17・2	八街市環境白書第13号刊行
17・6	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行
17・9	市内全域にわたる地下水汚染調査実施
18・2	八街市環境白書第14号刊行
19・2	八街市環境白書第15号刊行
19・10	市内南地区地下水汚染調査実施
20・3	八街市環境白書第16号刊行
20・10	市内北地区地下水汚染調査実施
21・3	八街市環境白書第17号刊行
21・4	ゴミの分別方法の変更(8分別を11分別に変更)
21・10	市内南地区地下水汚染調査実施
22・3	八街市環境白書第18号刊行
22・10	市内北地区地下水汚染調査実施
23・3	八街市役所地球温暖化対策実行計画策定
23・3	八街市環境白書第19号刊行
23・11	八街市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度施行
24・10	市内南地区地下水汚染調査実施
24・3	八街市環境白書第20号刊行
25・3	八街市環境白書第21号刊行
26・3	八街市環境白書第22号刊行
26・10	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の一部改正
27・3	八街市環境白書第23号刊行
28・4	八街市環境白書第24号刊行
29・3	八街市環境白書第25号刊行
29・4	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の一部改正
30・4	八街市環境白書第26号刊行
31・3	八街市環境白書第27号刊行
令和 2・3	八街市環境白書第28号刊行
2・4・1	八街市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金制度施行
3・3	八街市役所地球温暖化対策実行計画策定(事務事業編)
3・6	八街市環境白書第29号刊行
4・3	八街市環境白書第30号刊行
5・4	八街市環境白書第31号刊行
6・4	八街市環境白書第32号刊行
7・4	八街市環境白書第33号刊行

4 用語集

[環境一般]

環境影響評価 (環境アセスメント)

大規模な開発行為等の実施に先立って、その事業から生じる公害の発生を未然に防止するとともに、良好な自然環境を保全するため、周辺に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価し、その結果を事業計画に反映させようとするものです。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。

現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められます。

上乗せ基準

ばい煙または排出水の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものです。

また、基準値そのもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの等を含めて使われる場合があります。

規制基準

事業者がばい煙、排出水、騒音、振動、悪臭等を発生させ、または排出する場合において、遵守しなければならない基準をさします。

総量規制

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にあたる工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制するものです。

現在、大気汚染防止法(硫黄酸化物、窒素酸化物)と水質汚濁防止法(COD)に基づく総量規制があります。

PPM (Parts Per Million)

酸度を示す単位の略です。物質の量を100万分の1の単位で表します。例えば水の場合は1ℓ中のmg数を、大気の場合は1m³中のcm³数を表します。

[大気関係]

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物とは、硫黄の酸化物の総称ですが、大気汚染物質としての硫黄酸化物(通称SO_x)は、これらのうち二酸化硫黄(SO₂:亜硝酸ガス)、三酸化硫黄(SO₃:無水硫黄)などをさします。

石油など硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質で、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄です。

これは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

硫黄酸化物のうち二酸化硫黄には環境基準が定められています。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物とは、窒素の酸化物の総称ですが、大気汚染物質としての窒素酸化物(通称NO_x)は、これらのうち一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の混合物をさします。

石油、ガスなど燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は、工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様です。

燃焼の過程では、一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。

窒素酸化物は人の呼吸に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質のひとつです。

環境基準は窒素酸化物のうち二酸化窒素について定められています。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の強い紫外線により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン(O₃)、PAN(RCO₃NO₂ パーオキシアセチルナイトレイト)などの酸化力の強い物質の総称です。

強い夏季に多く発生しやすく、人の目やのどに刺激を与え胸苦しくさせたり、草や木の葉を枯らしたりします。

光化学オキシダントには環境基準が定められています。

一酸化炭素 (CO₂)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する無色、無臭の気体で、自動車の排出ガスに多量に存在し、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結びつき、中枢神経を麻痺させ、頭痛、めまいなどを起こします。

一酸化炭素には環境基準が定められています。

浮遊粒子状物質 (SPM:Suspended Particulate Matter)

粒径が10ミクロン(=1/100ミリ)以下で、大気中に長時間浮遊している粒子状物質をいいます。

浮遊粒子状物質には環境基準が定められています。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち、自己の重量により、または雨滴と共に地上に落下するばい煙、粉じん等をいいます。

不溶解性物質と溶解性物質に分けられます。

K値規制

煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式です。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しくなります。

PTIO法(窒素酸化物簡易測定法)

大気中の窒素酸化物を選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを使用する簡易測定方法です。

今までは二酸化窒素のみで一酸化窒素と同時に調査することができませんでしたが、同時に測定できるサンプラーが完成しました。

この測定方法は、使用法が簡単で安価なうえ、測定感度、精度が高く何回でも再使用可能です。

本市では、平成3年1月より測定を開始し、平成5年3月に終了いたしました。

臭気濃度

臭気をにおいがなくなるまで無臭空気ですすめ、それに要した空気希釈倍数を、その臭気濃度といいます。

三点比較式臭袋法

においがいい袋(臭袋)を3個用意し、そのうち1個にある希釈倍数にうすめた資料を入れ、残りの2個には無臭の空気を入れておき、パネラーに3個の臭袋を与え、付臭臭袋の番号を当てさせます。

そして付臭臭袋の希釈倍数を変えて行います。これらの正解率を統計的に処理して、臭気濃度を算出する方法です。

PCB

ポリ塩化ビフェニール。有機塩素化合物でカネミ油症事件の原因となった物質で、嘔吐、無気力、皮膚への色素沈着、肝障害などをもたらす。胎児へも障害が及びました。

PCB自体は耐熱、耐薬品性、絶縁性にすぐれており、コンデンサーなどの絶縁体、熱触媒、印刷インキの添加剤などに使われていました。

魚介類などへの蓄積が問題となり、1972年には生産が中止されました。

ダイオキシン

有機塩素系化合物で、ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称です。塩素の数によって様々な異性体があり75種類にのぼっています。

なかでも、2・3・7・8・4塩化ダイオキシンは発がん性、催奇形性を有し、皮膚内臓障害などをもたらす最強の毒性物質(青酸カリの27万倍)といわれます。

身近な所では、ゴミ焼却炉の中で、ばい煙中の塩素と有機化合物とが結びつき発生します。

そのほかには製紙工場でパルプ中のリグニンという物質と漂白剤の塩素とが反応して発生します。

日本では厚生労働省の評価指針で、体重1kgあたりの許容摂取基準を100ppt(1ppt=1兆分の1グラム)と定めています。

石綿(アスベスト)

主成分はケイ酸マグネシウム塩で、化学薬品に強く、断熱、防音、電気絶縁体に優れているため、建材や自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに使われています。主な産地は、ソ連、カナダで、日本には毎年25万トン程度が入っています。

石綿繊維を吸収すると、肺繊維症（石綿肺）のほか、肺ガン、気管支ガン、胸膜や腹膜の悪性中皮腫などの健康障害を起こすことが知られています。

昭和60年の大気汚染防止法の改正で、石綿を特定粉じんと規定し、発生施設の届け出や、濃度の許容限度が定められました。

オゾン層破壊

地球のオゾン(O₃)の大部分は成層圏にあり、これがオゾン層と呼ばれています。

空気中の酸素が成層圏の強い紫外線を浴びて生成されたものです。

オゾンは有害紫外線を遮断する大切な役割をしています。地球のすべてのオゾンを標準状態で地表に集めると、わずか3mm程度の厚さにしかないほどその存在量は微量です。

酸素から次々と作られ、他方では消滅する反応を繰り返し、長い目では全体としての一定の量が保たれています。

オゾンを壊す原因物質はフロンであると言われています。フロンを減らさないと80年後にはオゾンが半分に減り、有害紫外線の量は2倍に増加すると計算されています。

このため、皮膚ガンや白内障の増加などの健康被害のほか、農作物の収穫減少、生物への被害が起きますとされています。

さらに、光化学スモッグの悪化と温暖化の推進などの影響もあります。

このため、フロンを大気中に出さない排出抑制と循環作用、再生、代替フロンの開発などが課題となっています。

地球の温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球の気温が高まるほか、これに伴い、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいいます。

現在のペースで二酸化炭素が大気中に増えていくと、2035年には、今より1.5～4.5度程度気温が上昇すると予測されています。

そのため、上水や舟運の確保に障害が予想されるほか、洪水などの恐れがあります。

さらに、雪解けが早まり、蒸発が盛んになるため、現在の穀倉地帯は乾燥し、農業生産に悪影響の恐れもあります。

生物の生息環境も大きく変化し、世界の森林面積は2割減り、反対に砂漠は1割以上増加すると予測されています。

気温が高まると海の水も膨張し、2050年頃は20cm～1.5cm程度海面が上昇すると予測され、低地の家屋や経済活動に被害が生じます。

温暖化を防ぐ対策としては、各種の温室効果ガスの排出削減、森林の保護や植林などがありますが、すべての対策を取っても温暖化を完全に防ぐ決め手とはなりませんので、早急な適応策の準備が必要と考えられています。

[水質関係]

PH(水素イオン濃度:Potential of Hydrofen)

液体中の水素イオンの濃度を表す値で、PH＝7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性を示します。

環境基準では、5.8～8.6と定められています。

BOD(生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand)

水の中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要なとされる酸素量のこと、単位はmg/Lで表されます。

この数値が大きくなれば、その水中には汚染物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味します。

COD(化学的酸素要求量:Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき、消費される酸素量のこと、単位はmg/Lで表されます。

数値が大きいほど、水中の汚染物質の量も多いことを示します。

SS(浮遊物質:Suspended Solid)

水中に浮遊している不溶性の物質の量のこと、単位はmg/Lで表されます。

一定量の水をろ紙でこし、乾燥した後の重量で、数値が大きいほど水質汚濁の著しいことを示します。

環境基準では、印旛沼が5mg/L以下、鹿島川及び作田川が25mg/L以下、高崎川が50mg/L以下と定められています。

DO(溶存酸素:Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素のこと、単位はmg/Lです。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなります。

きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり藻類が著しく繁殖するときは過飽和となります。

溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものです。

環境基準では、印旛沼、鹿島川及び作田川が7.5mg/L以上、高崎川が5mg/L以下と定められています。

大腸菌

乳糖を分解して酸とガスを形成する好気性または通気嫌性菌の総称です。大腸菌が水中に存在することは、多くの場合、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示します。

環境基準では、印旛沼、鹿島川及び作田川が1,000以下/100mLと定められています。

また、水道法に基づく一般飲料水水質検査の基準値は、検出されないこととされています。

メトヘモグロビン血症

血液中のメトヘモグロビンが1～2%以上となった状態をいいます。

血液中のヘモグロビンがメトヘモグロビンに酸化されると酸素が運搬できないため、過剰になると、体の臓器が酸欠状態に陥り、呼吸困難になります。

亜硝酸態窒素の過剰摂取が発症原因となります。

MPN(最確数)

Most Probable Numberの略で、確率論的に細菌の数を表したものをいいます。

ノルマルーヘキサン抽出物質

ノルマルーヘキサンによって抽出された油分をいい、水生動植物に対する呼吸阻害や異臭の原因となります。

窒素(N)

形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素($\text{NH}_3\text{-N}$)、亜硝酸態窒素($\text{NO}_2\text{-N}$)、硝酸態窒素($\text{NO}_3\text{-N}$)に大別されます。

また、有機性窒素と $\text{NH}_3\text{-N}$ をケルダール窒素(K-N)、すべての項目を含めたものを全窒素(T-N)と称します。

水中の微生物の作用により、有機性窒素は $\text{NH}_3\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ を経て、 $\text{NO}_3\text{-N}$ に変化し、一部分は $\text{NH}_3\text{-N}$ や $\text{NO}_3\text{-N}$ の形で植物に吸収されます。

一般に生活系からの排水には、 K-N の割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質です。

印旛沼の環境基準値は 0.4mg/L 以下で、目標値は 2.3mg/L 以下とされています。

リン(P)

リンは、自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン(T-P)が水質汚濁の指標として利用されます。

窒素とともに過剰になるとアオコの大量発生の現象が起こります。

印旛沼の環境基準値は 0.03mg/L 以下で、目標値は 0.12mg/L 以下とされています。

MBAS

Methylene Blue Active Substanceの略でメチレンブルーと反応して、青く呈する物質を指し、主に陰イオン界面活性剤の量を知るうえで利用されていますが、環状動物体内からの分泌や、クロロフィルも検出されてしまうため、植物プランクトンの多い湖沼等での洗剤分の把握には問題がでできます。

亜鉛(Zn)

人間にとって不可欠な金属であり、一日10～15mg摂取していますが、多量に摂取すると粘膜刺激、嘔吐等の被害がでます。

銅(Cu)

亜鉛と同様、人間にとって不可欠な金属で、血液中に60～100mg含まれ、一日2mgは摂取しなければならないといわれています。

重金属で、メッキ工場や電線工場などに多く使用されます。

中毒症状として、緑色または青色の吐物を出し、皮膚は青色をおび、血圧低下、虚脱などの症状を呈します。

カドミウム(Cd)

重金属でメッキ工場などに多く使用されています。富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質で、微量でも体内に蓄積されると、軟骨化症を引き起こします。

シアン(CN)

メッキ工場や鉱山など青酸化合物を使用する事業場から多く排出されます。シアン化カリ(青酸カリ)等で知られる猛毒物で致死量0.06mgといわれています。

有機リン(O-P)

有機リン系農薬でもその毒性に大きな差があり、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの4種類が毒性が強く、また人体にも有害で浸透力が強く、体についたり、呼吸したりすると、頭痛がおきたり、手足がしびれたりします。

鉛(Pb)

重金属で洗顔製造業、蓄電池製造業などで多く使用され、人体にとって蓄積性の毒物です。

大量の鉛が人体に入ると急性中毒を起こして腹痛、嘔吐などが現れ、死亡することもあり、少量の鉛が長期にわたって人体に入ると食欲不振、便秘、腹痛などが起こります。

クロム(Cr)

クロムは、メッキ工場、石油化学工場などで多く使用され、その使用過程で六価クロムに化学変化して排出されます。

三価のクロムの毒性は、ほとんど無視できますが、六価クロムは猛毒で、消化器、肺などから吸収されて、浮腫、潰瘍を生じ、肺がんの原因になるともいわれています。

ヒ素(As)

銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物として得られます。ヒ素及びヒ素化合物は強い毒性をもち、殺虫、駆虫剤等に使用されています。

ヒ素を大量に摂取すると、悪寒、嘔吐、下痢、脱水症状等の急性中毒を起こします。

致死量は、約120mgです。また、少量ずつ長期にわたって摂取すると、慢性中毒症状を起こします。

鉄(Fe)

鉄自体の毒性はほとんどありませんが、微粉鉄は呼吸器に機械的刺激や傷害をおこし、酸化鉄粉はじん肺をおこします。

鉄は、胃及び十二指腸の上部においてイオンの形で吸収されますが、第二鉄より第一鉄の方が吸収されやすい傾向にあります。

マンガン(Mn)

金属マンガンは微紅色を帯びた灰色光沢を有し、粉末は自然発火を起こします。

中毒例は比較的少ないですが、筋神経系を冒し、言語障害、顔面硬直、歩行不随などをおこす強い毒性を有します。

総水銀(T-Hg)

水銀による汚染状況を示す測定値の名称で、水銀または水銀化合物の両者を合わせた値をいいます。

アルキル水銀(T-Hg)

エチル水銀、メチル水銀などがあり、メチル水銀は水俣病の原因とされています。

猛毒で微量でも体内に蓄積されると中枢神経を冒し、手足の震え、言語障害、視力減退等中毒症状を起こします。

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

1.1. 1-トリクロロエチレン

四塩化炭素

不燃性で強力な洗浄力をもった安定性の高い溶剤として普及しており、主な用途として、金属機械部品の脱脂、羊毛・毛革・塗料・ゴム・プラスチック等の溶剤として利用されています。

また、これら4物質は、エチレン及びエタンに塩素原子が結合したもので、有機塩素系化合物といわれているものです。

一般的に、有機物に塩素原子が結合すると、分解されにくくなり、毒性も増すといわれています。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD(t/日)、COD(t/日)で表します。

これは、都市排水及び工業排水などの汚濁源より排出される放流量とその水質濃度によって計算されます。

したがって、汚濁負荷量は水質のみでなく水量にも関係しますので、汚濁が進行すれば放流河川の水域の状況によっては、水質規制だけでは不十分であります。

アオコ(青粉)

富栄養化現象の一つとして、湖沼面が緑色あるいは青色に変わる現象で、原因は藻類の異常繁殖によるものです。

春先から夏にかけて発生することが多く、腐敗すると悪臭を放ったり、水産業等に多大な影響を与えます。

一次汚濁

水域に直接流入する汚濁物質による汚濁をいいます。汚濁物質としては、BODやCODの主成分である有機物、SS、油分あるいは有害物質が挙げられます。

二次汚濁

一次汚濁物質中に含まれるリンや窒素が関与して、増殖するプランクトンに起因する汚濁をいいます。

富栄養化

河海、湖沼の水域が、微生物による有機物の分解産物などにより栄養を増していく現象で、河海、湖沼へ有機物が流入すると水中の微生物により分解され、分解産物は、自然の生態系の物質循環のサイクルのなかで交換します。

サイクルが順調であれば自然は均衡がとれ、いわゆる自然の浄化作用が機能していることになります。

しかし、この自浄能力を超える大量の有機物や塩類が河海に排出されると上記サイクルは完了せず、水域は分解産物あるいは二次生成物などの栄養塩類が豊富になり、ある特定の生物(赤潮、アオコ)の異常発生を起こします。

自浄作用

河川水が汚濁を受けた場合に、河川自体、時間とともにこの汚濁を次第に減らす機能をもっており、これを河川の自浄作用といいます。

その作用の主なものは希釈作用、沈澱作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用及び微生物の生存競争などです。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他、公共の用に供される水域およびこれに接続する公共暗渠、かんがい用水路その他の用に供される水路をいいます。

公共下水道

市街地における家庭や工場からの汚水を排除し、また処理するために、地方公共団体が設置する下水道で、終末処理場を有し、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

[振動・騒音]

騒音レベル

騒音を騒音計で測定して得られた数値で、デシベル(A)で表示します。騒音レベルの具体的な例(音のめやす)については、28ページを参照してください。

振動レベル

振動の物理的な大きさを振動感覚に合うよう適正したもので、振動レベル計で測定して得られる値をいいデシベルで表示します。振動レベルの具体的な例(振動のめやす)については、29ページを参照してください。

暗騒音

特定の音を対象として測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音といいます。

近隣騒音

飲食店の深夜営業などのカラオケ、または拡声機などによる騒音、ピアノ、クーラー、ペットなどを含む生活騒音をいいます。

市環境保全条例では拡声機の使用について、区域、時間帯、音の大きさを規制しています。

また、深夜営業についても営業時間の制限命令をすることができます。

[地盤沈下]

水準点

土地の標高を示す標石で、水準測量の基準として用いられています。地盤の変動状況を測定するには、動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り変動を出します。

精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために行われます。

精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ削除されるような、また最も小さくなるような観測方法がとられています。

地盤沈下観測井

地盤沈下が地下のどの地層で生じているのかを調べる施設。

通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定します。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土粒子自体の重量により自然に圧密が進行します。

沖積層

今から一万年前から現在に至るまで堆積してきた地層で、河川の流域や海岸沿いの底地に分布しています。

粘土、シルト等で構成されています。

天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が陸封されたものです。

揚水施設

千葉県環境保全条例によると、「揚水施設は、動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm²をこえるものをいう。」と定めています。

[悪臭]

アンモニア

皮膚、粘膜への刺激性の強いガスで化学工業、ゴム工場、輸送用機械製造業から多く発生します。

メチルメルカプタン

ニラ、ニンニクのような悪臭があり、低濃度でも不愉快になります。

クラフトパルプ工場の悪臭の主成分です。

硫化水素

石炭、石油工業、ゴム、硫化染料、二硫化炭素工業などで多く発生します。一般に中毒症状は急性であり蓄積性はありません。

高濃度のガスは、中枢神経を麻痺させるため、呼吸停止や失神をおこし、高濃度になると死に至ります。

トリメチルアミン

皮膚、粘膜の刺激性があり、液体の付着によって皮膚炎、眼炎を招きます。発生源としては、ゴム、皮革製造業、化学工業があります。

二硫化メチル

硫化水素、硫化メチルと同様、クラフトパルプ工場、石油精製業、し尿処理業が主な発生源です。

アセトアルデヒド

刺激臭を有する無色の液体で、化学工場やタバコ工場を発生源とします。

スチレン

芳香ある無色の液体で、コールドール中に少量含まれています。主な発生源は、化学工業、プラスチック製造業です。

閾値(いきち)

生理化学用語で感覚器官が関知しうる最小の刺激量をいいます。においの認知閾値とは、においを何のにおいか判別できる一番うすい濃度をいいます。

八 街 市 環 境 白 書

令和7年 4 月 発 行（第33号）
編集・発行 八 街 市 経 済 環 境 部 環 境 課
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35-29
TEL 043-443-1406
mail: skankyo@city.yachimata.lg.jp
ホームページ : <https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/21/>